

海陽町地域強靱化計画

平成 28 年 10 月



目 次

第1章	計画の基本的な考え方	1
第1節	計画策定の主旨	2
第2節	計画の位置付けと推進期間	2
第2章	強靱化の取組に対する本町の特徴と自然災害	3
第1節	本町の特徴	4
(1)	自然環境特性	4
(2)	社会環境特性	6
(3)	災害の状況	6
第2節	対象とする自然災害（想定リスク）	8
第3章	強靱化計画	13
第1節	計画の進め方	14
第2節	本町を強靱化する上での目標設定	17
第3節	起きてはならない最悪の事態	18
第4節	脆弱性の評価・分析と課題抽出	19
第5節	リスクへの対応方策の検討	42
(1)	プログラムごとの推進方針	42
(2)	横断的分野の推進方針	83
(3)	本町のみでは対応が困難な取組	86
第6節	対応方策の重点化	87
第4章	計画の推進と不断の見直し	89

第1章

計画の基本的な考え方



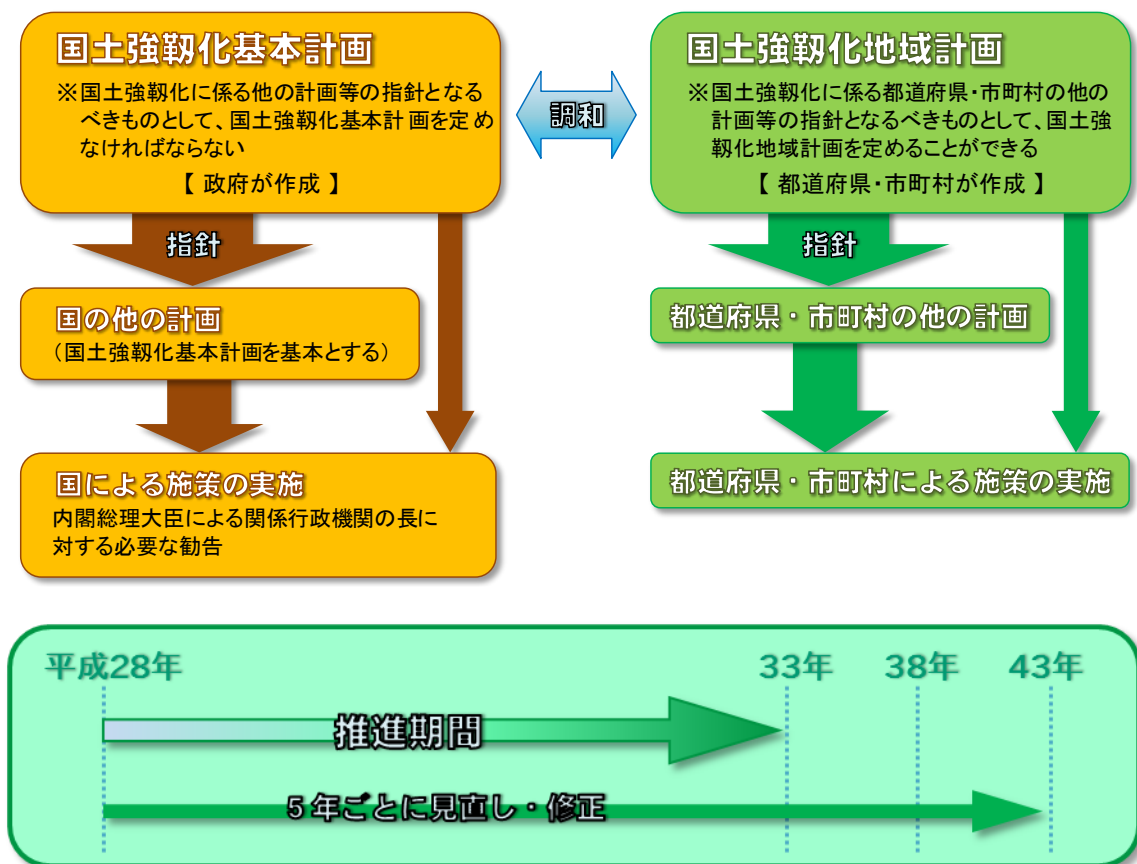
第1節 計画策定の主旨

近い将来の発生が危惧されるM（マグニチュード）9.0にも及ぶ南海トラフ巨大地震や、昨今の異常気象にともなう想定外の激甚災害等、『大規模自然災害』に対し、国・県あるいは近隣市町村とも連携・調和が図れた【強さ】と【しなやかさ】を備えた『強靱な海陽町』を推進するため、現行の防災対策のみならず、まちづくり・産業施策も考慮に入れた、海陽町地域強靱化計画を策定する。

第2節 計画の位置付け、推進期間

国土強靱化基本計画（平成26年6月閣議決定、「以下、基本計画という」と徳島県国土強靱化地域計画（平成27年3月策定、「以下、県計画という」との関連性を記し、海陽町総合計画や海陽町地域防災計画との整合性をもちながら、本町各種施策の指針となる上位計画（アンブレラ計画）イメージを表現する。

また、本計画の推進期間を設定し、5年ごとに見直し・修正が必要であることを列記する。



第2章

強靱化の取組に対する 本町の特徴と自然災害



第1節 本町の特性

(1) 自然環境特性

1) 地勢

海陽町は徳島県の東南端に位置し、東西24km、南北22km、総面積は327.65km²に及ぶ広大な面積を有しているが、その9割までが山地によって占められている。

地形は四国山地の支脈である貧田丸（標高1,018m）、湯桶丸（標高1,372m）、鰻轟山（標高1,046m）等、海拔1千m級の山が連なり海部山脈の源をなしている。海部川（全長36,327m）が町の南北を縦断し、北に伊勢田川（全長6,660m）、南に穴喰川（全長11,127m）が流れて、いずれも太平洋に注いでいる。

また、東端に県下最大の汽水池である海老ヶ池と、海岸に大松原があり穴喰川付近には、水床湾があり大小数多くの島々が浮かび景勝地をなしている。

2) 地質

本町は西南日本の太平洋側に広く分布する四万十帯に属し、本地域は安芸構造線と呼ばれる断層破砕帯を境として、その北側に分布する北帯（白亜系）の地層（日野谷層群）と、南側に分布する南帯（第三系）の地層（室戸半島群）とに区分される。南側の帯那佐断層以南の地層は、砂岩互層を主とし、砂岩泥岩互層及び泥岩層を挟んでいる。

また、海上80km南には南海トラフが通っており、100～150年間隔でM（マグニチュード）8クラスの巨大地震を繰り返している。

3) 河川

①海部川

湯桶丸の東側を水源とし、北東流の後、南流に変わり奥浦で太平洋に注ぐ、二級河川である。流域面積は約206km²であり、二級河川としては、県下で2番目に大きな流域面積である。善蔵川、母川、相川等の支川があり、約9割が山間部を流れている。



②穴喰川

小谷中川付近を水源とし、尾崎地区で支川である広岡川及び坂瀬川と合流し、平野部を貫通し太平洋に注ぐ、二級河川である。流域は穴喰地区全域の約40%を占める。



③伊勢田川

入道山を水源とし、海陽町内を流れ浅川湾に注ぐ、延長6.6kmの二級河川である。

④野根川

高知県境に近い貧田丸を水源とし、本町西部の山中から高知県東洋町を南進後、東洋町野根で太平洋に注ぐ、二級河川である。

⑤その他河川

鯖瀬川、浦上川等、海沿いの平野部を流れる小規模河川もいくつか見られるが、多くの河川は、海部川や穴喰川の水系として、山間部を流れている。

4) 気象

本町は温暖多雨の海洋性気候で、2015年の平均気温は16.7℃、年間降水量は約3,300mmで、梅雨時と夏から秋にかけて襲来する台風による被害を受けることが多い。以下は2015年の本町の気象データ（観測地点：海陽町四方原）である。

	降水量(mm)		気温(℃)				降水量(mm)		気温(℃)		
	合計	日最大	日平均	最高	最低		合計	日最大	日平均	最高	最低
1月	126.0	62.5	6.4	12.1	0.8	8月	259.5	73.0	27.0	31.4	23.4
2月	56.5	33.0	6.9	12.6	1.0	9月	545.5	395.5	22.8	27.6	18.8
3月	220.0	54.5	10.2	15.3	5.0	10月	41.5	20.5	18.3	24.9	12.1
4月	220.5	68.0	16.1	20.5	11.6	11月	433.0	102.5	15.5	20.2	11.5
5月	181.5	130.0	19.9	25.1	14.7	12月	243.5	92.0	10.4	16.3	4.9
6月	401.5	65.0	21.7	25.4	18.3	年平均	274.7	108.9	16.7	21.7	12.0
7月	567.0	210.0	25.3	29.2	22.3	年合計	3,296.0	1,306.5	200.5	260.6	144.4

気象庁HP資料より

(2) 社会環境特性

1) 人口・世帯

海陽町は、平成18年3月に海南町、海部町、穴喰町の3町合併によって新町が誕生した。

平成22年国勢調査で人口10,446人、世帯数4,470世帯。65歳以上人口は37.3%となっている。平成17年と比較すると、人口1,061減、世帯数は約200減で、65歳以上人口は4%増となり、人口減少、核家族化、少子高齢化が急速に進んでいる。

2) 産業

海陽町は、豊かな自然に恵まれ農林水産業を主とした第1次産業、商業等により生活を形成してきたが、近年の厳しい経済状況や経済のグローバル化、都市間地域間の競争激化、少子高齢化による後継者不足等年々厳しさを増すという状況になっている。

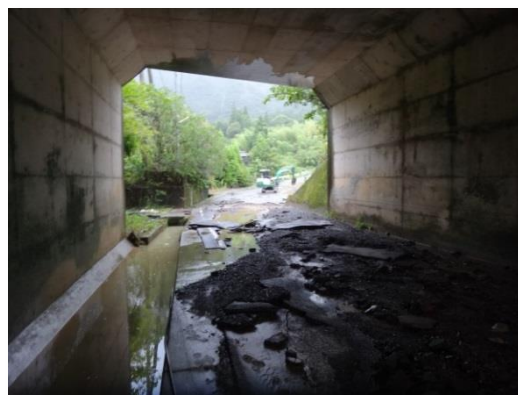
(3) 災害の状況

1) 風水害

本町は327.65km²の広大な面積を有し、その地形は山地・河川・海岸等、複雑多岐に及んでいる。また山地がそのほとんどを占めているため、その山系より流れる河川との災害関連が多く、平坦地域は街地及び農地等を含んで非常に低位にあるため気象上の異常現象に最も左右されやすく、例年の台風・豪雨又は高潮により、河川の氾濫や堤防の決壊及び人家の浸水、農地の冠水等浸水被害が起りやすい状況となっている。

また海岸港湾等については、波浪により船舶の損壊、護岸の流出・決壊をあたえてきた。

しかし近年、河川改修事業、港湾改修事業等により、改善されつつある。





平成26年 台風12号による被害

2) 地震・津波

本町では、南海トラフを震源とする地震による津波被害を数多く受けている。もっとも近い津波被害は、昭和21（1946）年12月21日に発生した南海地震によるものであり、本町浅川、穴喰浦の地域は、壊滅的な被害を受けた。

現在、防波堤の修築、避難路・避難タワーの整備等により災害防止の施策は進行しているが、限度の設定が困難な地震・津波については、今後も防災上充分検討すべき問題である。



昭和南海地震 被災写真（浅川）



町内各地にある南海地震の被害を伝える石碑等

第2節 対象とする自然災害（想定リスク）

本町において対象とする自然災害に関しては

- ① 南海トラフ地震の今後30年以内の発生確率が70%程度となっていること
- ② 活断層を震源とする直下型地震が懸念されること
- ③ 津波の発生が懸念されること
- ④ 近年、台風・梅雨前線等による集中豪雨が激化していること
- ⑤ これらの災害が同時又は連続して発生する複合災害の発生が懸念されること

などから次のようにリスクを想定する。

自然災害の種類		想定する規模等
南海トラフ地震・津波 (直下型地震を含む)		南海トラフ地震・津波については、内閣府「南海トラフ巨大地震検討会」が公表した「想定震源断層域」に基づき、地震はM9.0、津波はM9.1とする。
台風・梅雨前線等 豪雨・豪雪等	大規模水害	大雨や高潮等による水害を想定。長時間継続する大雨による河川の氾濫、堤防の決壊等。
	大規模土砂災害	土砂災害警戒区域等における大規模土砂災害。
複合災害		台風が連続して襲来する場合や、南海トラフ地震により被災した施設の復旧が困難な状況下で、その後の異常気象で繰り返し大規模な災害が発生すること等を想定。

なお、「徳島県南海トラフ巨大地震被害想定（第一次・第二次）」による、本町に関する結果を次に示す。（※表示は若干数を表す）

建物全壊・焼失棟数(棟)

揺れ	液状化	急傾斜地	津波	火災			合計		
				冬深夜	夏12時	冬18時	冬深夜	夏12時	冬18時
2,200	※	※	1,500	10	20	10	3,700	3,700	3,700

建物半壊棟数(棟)

揺れ	液状化	急傾斜地	津波	火災			合計
				冬深夜	夏12時	冬18時	
770	120	10	250	—	—	—	1,100

死者数一覧(人)

揺れ(うち家具転倒)			津波(うち自力脱出困難者)			急傾斜・火災			合計		
冬深夜	夏12時	冬18時	冬深夜	夏12時	冬18時	冬深夜	夏12時	冬18時	冬深夜	夏12時	冬18時
140 (※)	90 (※)	110 (※)	2,500 (180)	1,200 (130)	1,200 (140)	※	※	※	2,600	1,200	1,300

負傷者一覧(人)

揺れ(うち家具転倒)			津波			ブロック塀・自動販売機転倒等			合計		
冬深夜	夏12時	冬18時	冬深夜	夏12時	冬18時	冬深夜	夏12時	冬18時	冬深夜	夏12時	冬18時
510 (130)	380 (80)	390 (90)	100	10	10	0	10	30	610	400	430

重傷者一覧(人)

揺れ(うち家具転倒)			津波			ブロック塀・自動販売機転倒等			合計		
冬深夜	夏12時	冬18時	冬深夜	夏12時	冬18時	冬深夜	夏12時	冬18時	冬深夜	夏12時	冬18時
220 (30)	140 (20)	150 (20)	30	※	※	0	※	※	250	150	170

ライフライン被害(上水道)

給水人口 (人)	復旧対象 給水人口 (人)	直後		1日後		1週間後		1ヶ月後		津波全壊 人口 (人)
		断水率 (%)	断水人口 (人)	断水率 (%)	断水人口 (人)	断水率 (%)	断水人口 (人)	断水率 (%)	断水人口 (人)	
9,700	7,200	99	9,600	93	9,000	78	7,500	37	3,600	2,500

ライフライン被害(下水道)

処理人口 (人)	復旧対象 処理人口 (人)	直後		1日後		1週間後		1ヶ月後		津波全壊 人口 (人)
		支障率 (%)	支障人口 (人)	支障率 (%)	支障人口 (人)	支障率 (%)	支障人口 (人)	支障率 (%)	支障人口 (人)	
2,700	2,000	100	2,700	100	2,700	76	2,100	47	1,300	700

ライフライン被害(電力)

代表震度	電灯軒数	復旧対象 電灯軒数	直後		1日後		津波 全壊相当
			停電率 (%)	停電軒数	停電率 (%)	停電軒数	
6.22	7,400	5,500	100	7,400	73	5,400	1,900

ライフライン被害(固定電話)

回線数	復旧対象 回線数	直後		1日後		津波 全壊相当
		不通率 (%)	不通回線数	不通率 (%)	不通回線数	
4,100	3,100	100	4,100	100	4,100	1,100

避難者数(人)

人口 (人)	警報解除後当日			1週間後			1ヶ月後		
	避難所 生活者数	避難所外 生活者数	合計	避難所 生活者数	避難所外 生活者数 (在宅避難者)	合計	避難所 生活者数	避難所外 生活者数 (在宅避難者)	合計
10,446	3,600	2,000	5,600	3,800	2,400	6,200	1,800	4,200	6,000

※避難所生活者数の割合は、 $3600 / 10466 \times 100 = 34.5\%$ で、
 避難所外生活者の割合は、 $2000 / 10446 \times 100 = 19.1\%$ と設定される。
 ※なお、帰宅困難者は180名~200名とされる。

医療機能

重傷者数 (※注1)	死者の割合 (※注2)	要転院 患者数	合計
170	130	10	310

※注1. 被害5参照(冬18時)
 ※注2. 被害3参照(冬18時)、
 $1300 \times 0.1 = 130$ 名が院内で死亡。

災害廃棄物

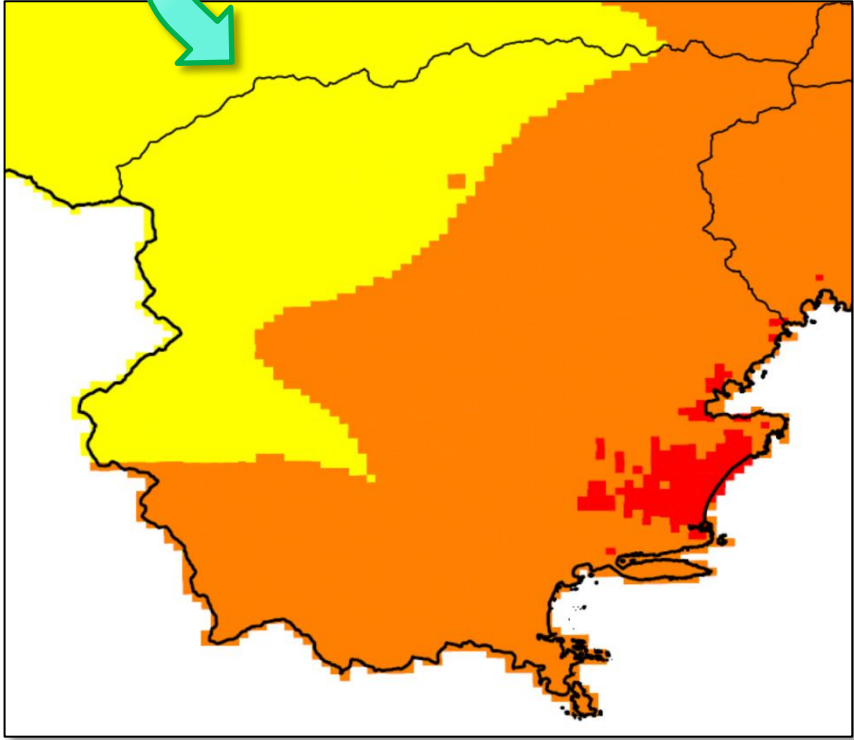
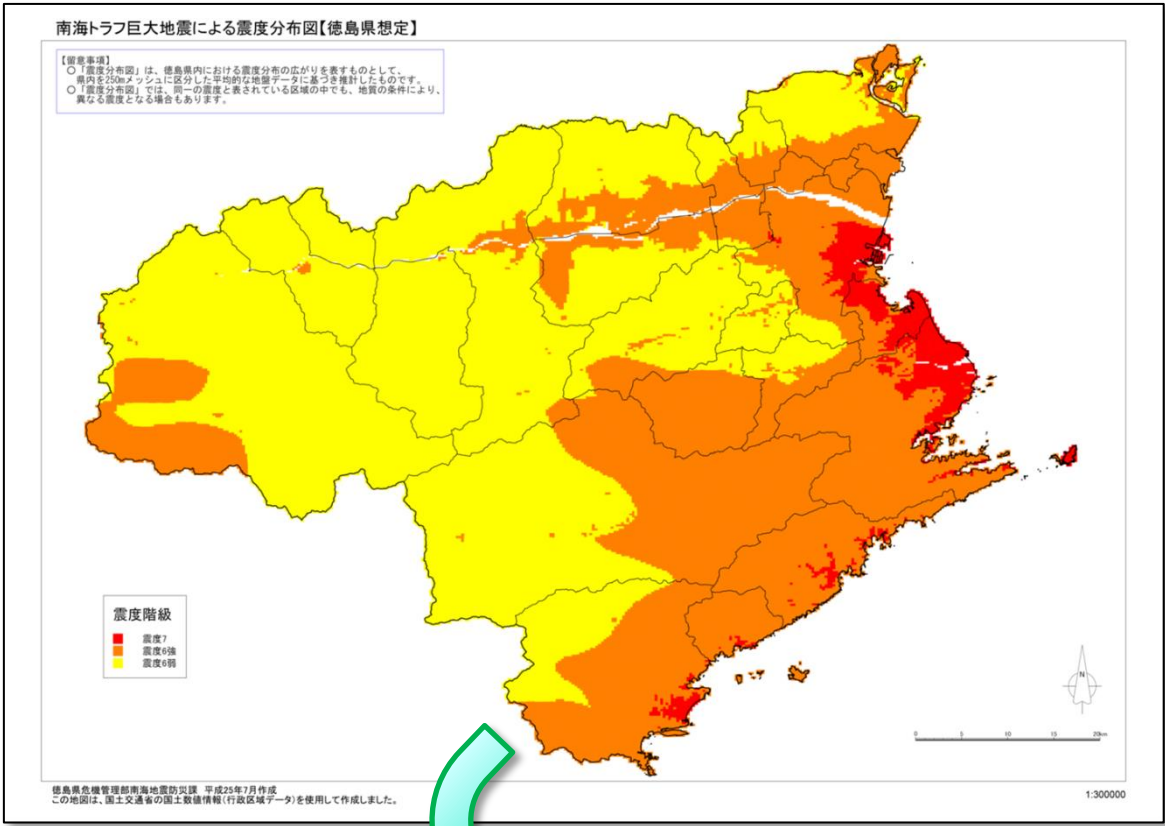
重量換算(万ton)			体積換算(万m ³)		
災害廃棄物	津波堆積物	計	災害廃棄物	津波堆積物	計
30	14~29	44~59	52	13~20	65~72

※ 1棟あたりの災害廃棄物発生量は、116ton/棟、重量からの体積換算は、
 木造1.9m³/ton、非木造0.64m³/ton、また津波堆積高は2.5cm~4cmと
 し、汚泥の堆積重量換算係数を1.10~1.46ton/m³で設定している。

震災時要配慮者(冬18時)

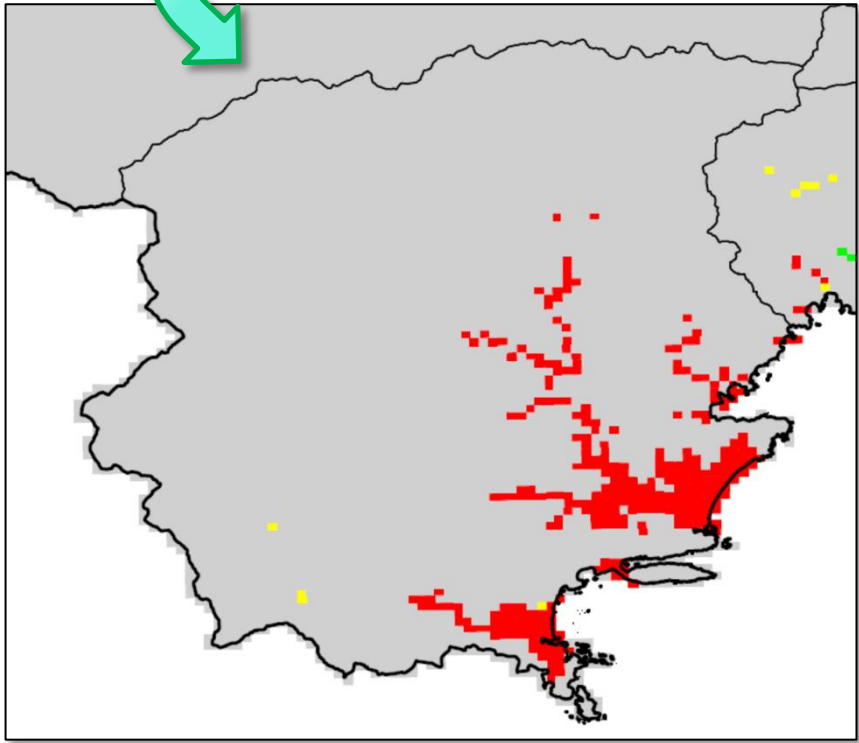
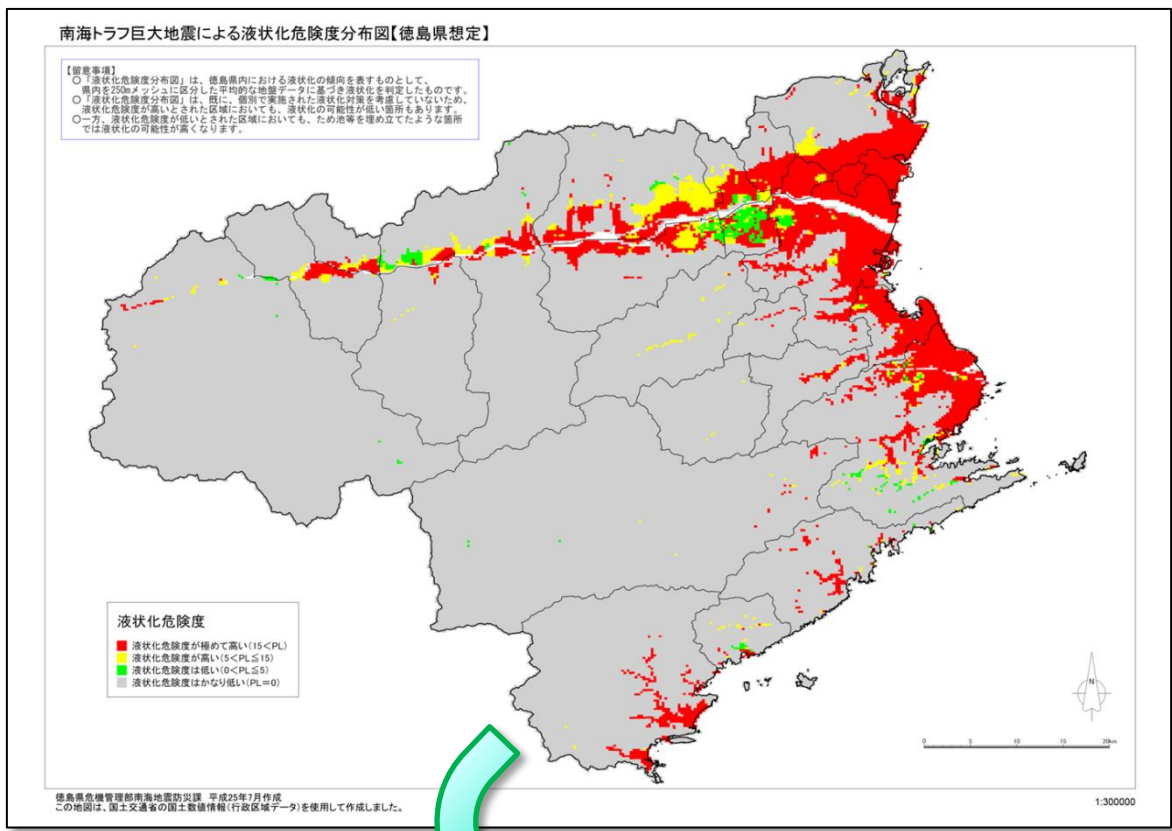
避難所 生活者数 (1週間後)	避難所生活者(1週間後)のうちの震災時要配慮者(計980名)							
	65歳以上の 高齢単身者	5歳未満の 乳幼児	身体 障がい者	知的 障がい者	要介護認定者 (要支援者除く)	難病患者	妊産婦	外国人
3,800	270	90	250	40	220	30	20	60

徳島県南海トラフ巨大地震被害想定 震度分布図



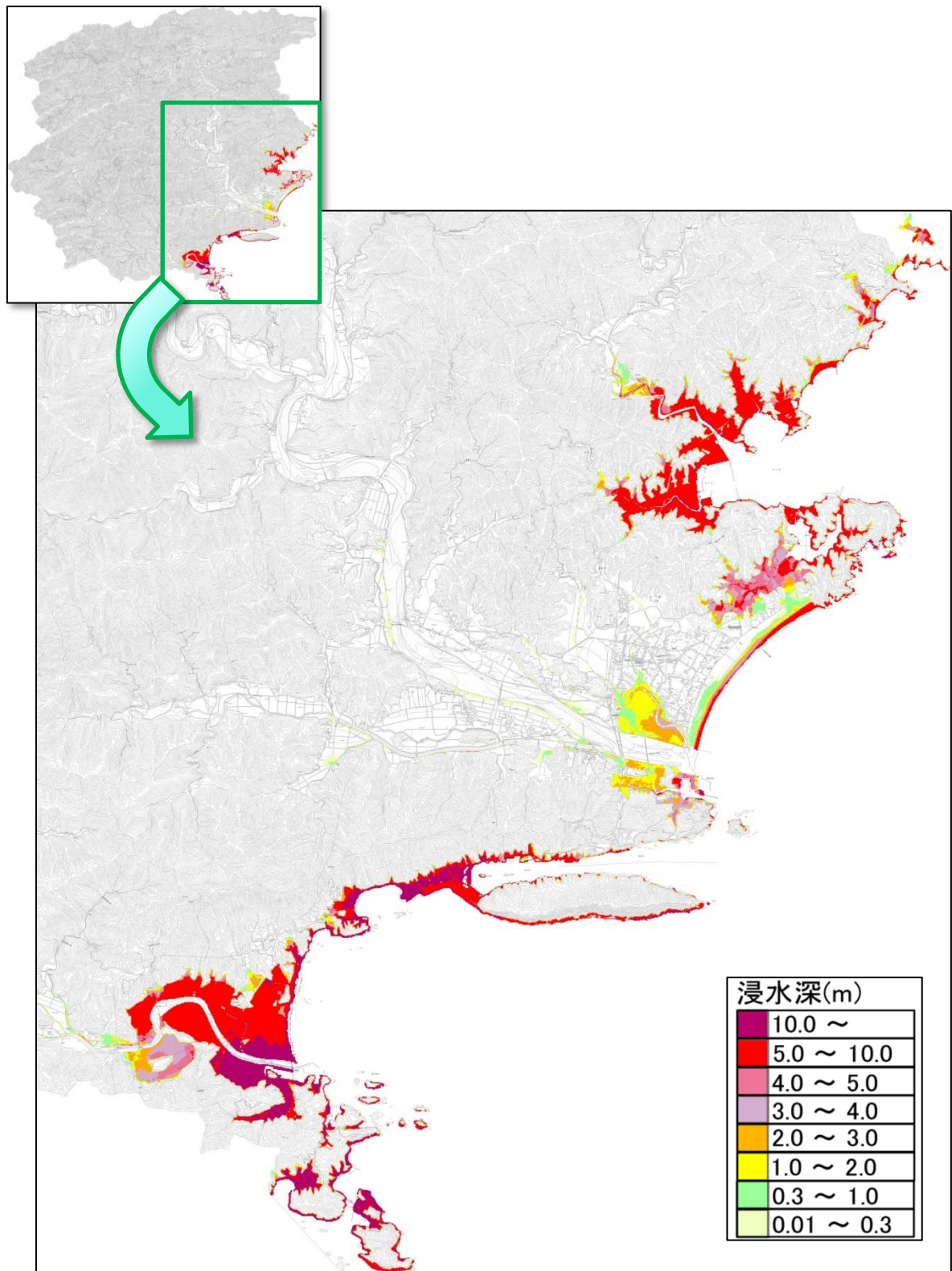
(図引用) 徳島県南海トラフ巨大地震被害想定

徳島県南海トラフ巨大地震被害想定 液状化危険度分布図



(図引用) 徳島県南海トラフ巨大地震被害想定

徳島県南海トラフ巨大地震被害想定 津波浸水被害想定図



(図引用) 海陽町地域防災計画

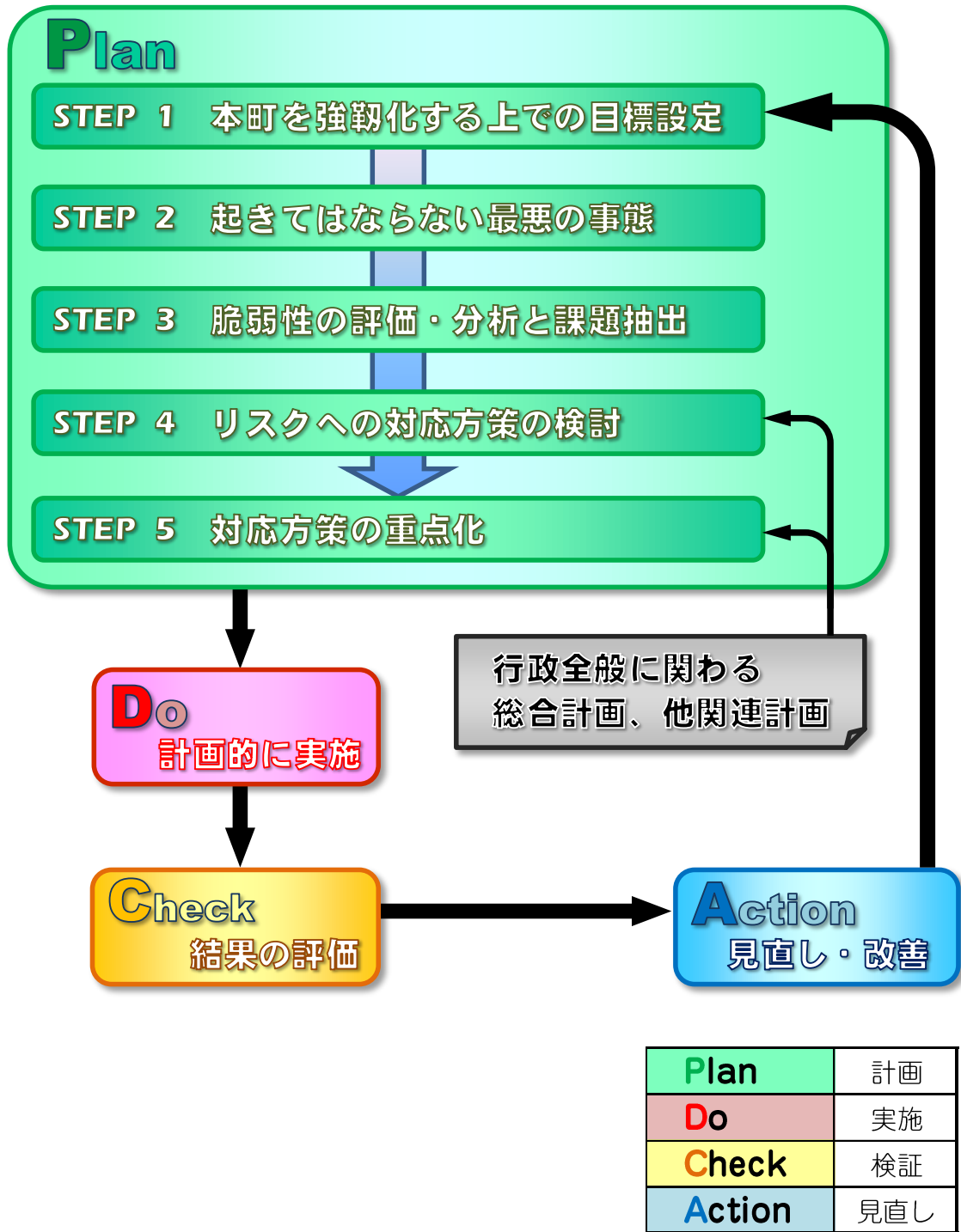
第3章

強靱化計画



第1節 計画の進め方

ハード・ソフト対策の適切な組み合わせを考慮しながら、本町の地域特性に応じたリスクマネジメントとしての取組を以下の手順で計画する。



STEP 1 本町を強靱化する上での目標設定

基本計画に規定された「基本目標」「事前に備えるべき目標」を参考とし、海陽町強靱化の目標設定を行う。

STEP 2 起きてはならない最悪の事態

県計画39項目の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を参考に、維持・早期回復が必要な重要機能を念頭に置き、本町地域状況を考慮した施策分野（個別施策分野5、横断的施策分野3）を設定する。

個別施策分野

1. 行政施策分野（消防等）
2. 住環境分野（住宅・建設・環境）
3. 保健医療・福祉分野
4. 産業分野
（エネルギー、金融、情報通信、産業構造、農林・水産）
5. 国土保全・交通分野
（交通・物流、国土保全、土地利用）

横断的分野

1. リスクコミュニケーション分野
2. 長寿命化対策分野
3. 過疎対策・産業振興分野

STEP 3 脆弱性の評価・分析と課題抽出

STEP2で設定した、起きてはならない最悪の事態について、個別的施策分野の観点から、脆弱性の評価・分析と課題抽出を行う。

具体的には、「脆弱ポイントの具体的内容」を明らかにし、「必要な取組」を抽出する。

STEP 4 リスクへの対応方策の検討

STEP3で得られた脆弱性評価結果から必要施策を検討し、プログラムごとに推進方針として整理するとともに、進捗管理を行うための数値化指標（重要業績指標）を設定する。

また、「横断的分野の推進方針」及び「本町のみでは対応が困難な取組」についても整理する。

STEP 5 対応方策の重点化

STEP4を基に、本町が取り組むべき内容（リスク）のうち、基本目標の『人命の保護』を最優先とした「起きてはならない最悪の事態（22項目）」に優先順位付けを行う。

以上の構成（取りまとめ）イメージを以下のとおりとし、本町地域強靱化計画を策定する。

STEP1		STEP2～STEP3					STEP4		STEP5	
基本目標	事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態	個別施策分野					プログラム		重点化すべきプログラム
			行政施策分野	住環境分野	保健医療福祉分野	産業分野	国土保全交通分野	推進方針	重要業績指数	
1. 最優先は人命の保護 2. 致命的な被害の防除・維持 3. 町民の財産及び公共施設の 4. 速やかな復旧・復興を可能とする	1. 発災時でも、全ての人命を守る	1-1 0・・・	1-1. ○○○・・・の5分野に細別した詳細内容列記					起きてはならない最悪の事態を回避するために必要な取組の推進方針	住宅の耐震化率	●
		1-2 0・・・	1-2. ○○○・・・の5分野に細別した詳細内容列記						重点河川整備率	●
	8. 発災後は、地域社会・経済がすみやかに再建・回復できる条件を整える	8-1 0・・・	8-1. ○○○・・・の5分野に細別した詳細内容列記					緊急輸送道路整備率	●	
		8-2 0・・・	8-2. ○○○・・・の5分野に細別した詳細内容列記					地籍調査進捗率	●	



第2節 本町を強靱化する上での目標設定

本町を強靱化する上での目標設定について、「いかなる大規模自然災害」が発生しようとも、以下の4項目を基本目標とし、強靱化への取組を推進する。

基本目標

最優先は人命の保護

本町地域及び社会生活上の重要な
機能の維持・致命的な障害の防除

町民の財産及び公共施設の被害の最小化

速やかな復旧・復興を可能とする

また、事前に備えるべき目標として以下を定めた。

事前に備えるべき目標

- ・発災時でも、全ての人命を守る
- ・発災直後から、すみやかな救助・救急、医療活動を行う
- ・発災直後から、必要不可欠な行政機能を確保する
- ・発災直後から、必要不可欠な情報通信機能を確保する
- ・発災後の経済活動を機能不全に陥らせない
- ・発災後の生活・経済活動上で必要となる最低限の電気・ガス・水道・燃料・交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る
- ・発災後に制御不能な二次災害を起こさせない
- ・発災後は、地域社会・経済がすみやかに再建・回復できる条件を整える

第3節 起きてはならない最悪の事態

脆弱性評価は、基本法第17条第3項により、最悪の事態を想定した上で、科学的知見に基づき、総合的かつ客観的に行うものとされている。起きてはならない最悪の事態に関しては、国の基本計画の45の最悪の事態や県の39の起きてはならない最悪の事態を参考にし、次の22項目を設定した。

事前に備えるべき目標		プログラムにより回避すべき起きてはならない最悪の事態
1	発災時でも、 全ての人命を守る	1-1 建物等の大規模倒壊や、住宅密集地における火災による死傷者の発生 1-2 大規模津波等による多数の死者の発生 1-3 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水や海岸侵食 1-4 大規模な土砂災害による多数の死傷者の発生のみならず、後年にわたり町土の脆弱性が高まる事態 1-5 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
2	発災直後から、 すみやかな救助・救急、 医療活動を行う	2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止 2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生 2-3 警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足 2-4 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートへの途絶による医療機能の麻痺、避難所における疫病・感染症等の大規模発生
3	発災直後から、 必要不可欠な 行政機能を確保する	3-1 町の職員・施設等の被災による行政機能の機能不全
4	発災直後から、 必要不可欠な情報通信 機能を確保する	4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
5	発災後の経済活動を 機能不全に陥らせない	5-1 金融サービス等の機能停止により住民生活や商取引に甚大な影響が発生する事態 5-2 農地の荒廃や生産機能停止等による食料等の安定供給の停滞
6	発災後の生活・経済活動 上で必要となる最低限の 電機・ガス・水道・燃料 ・交通ネットワーク等を 確保するとともに、 これらの早期復旧を図る	6-1 電力やガス等の長期にわたるエネルギー供給の停止 6-2 上水道、簡易水道、農業用水等の長期間にわたる機能停止 6-3 污水处理施設等の長期間にわたる機能停止 6-4 地域交通ネットワークや基幹交通機関の機能停止
7	発災後に制御不能な 二次災害を起こさせない	7-1 住宅密集地での大規模火災の発生 7-2 沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺 7-3 農地・森林等の荒廃による被害の拡大
8	発災後は、地域社会・ 経済がすみやかに再建・ 回復できる条件を整える	8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態 8-2 基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

第4節 脆弱性の評価・分析と課題抽出

目標1 発災時でも全ての人命を守る

1-1 建物等の大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生

<様相>

南海トラフ地震や活断層を震源とする直下型地震が発生し、町内全域で強い揺れに見舞われた。その直後には、沿岸部や海部川、穴喰川流域等では液状化が発生した。このため、耐震化が不十分な建物や電柱、信号機なども倒壊し、その一部が道路を塞いだ。また、火災が各所で発生したが、道路の通行止めや断水の影響で消火が十分にできず、延焼が拡大し、多くの死傷者が発生した。

●脆弱ポイントの具体的内容

- 住宅が密集している地域において、建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地の火災により死傷者が発生するおそれがある。
- 町内住宅密集地において、幅員の狭い道路沿いの住宅や電柱などの構造物倒壊により道路を閉鎖するおそれがある。
- 本町には空き家が多数見られ、それらは適正な管理がなされていないものもあり、想定される災害に見舞われた場合、倒壊の危険性または、火災発生時に初期消火ができないおそれがある。
- 本町の公共施設（町内小中学校、町民体育館、各地区公民館等）を不特定多数が利用している。それらの施設においては、老朽化により耐震基準を満たしていない建物も存在している。
- 家具類の転倒により身動きのできない状態となり、倒壊した建物からの脱出が困難となる。

必要な取組

- ・木造住宅等の耐震化促進
- ・民間建築物等の耐震化促進
- ・公共施設（各地区公民館等）耐震化促進
- ・地域ぐるみの防災訓練の実施
- ・初動体制の確立
- ・県及び市町村間の消防相互応援協定の締結
- ・学校避難訓練実施
- ・住宅の家具固定対策を促進
- ・老朽危険空き家・空き建築物の適正管理

1-2 大規模津波等による多数の死者の発生

<様相>

南海トラフ地震が発生後、沿岸部には大津波が襲来し、河川を遡上した。地震による強い揺れで海岸や河川の堤防が損壊したため、津波は内陸部まで到達し、広い範囲で甚大な被害が発生した。地震や液状化により主要幹線道路が寸断され、車による素早い避難ができず、大混乱となった。逃げ遅れた住民に多くの死傷者が発生した。

●脆弱ポイントの具体的内容

- 南海トラフ巨大地震による大津波の浸水想定地域には約 5,000 人が居住しており、大規模津波等の発生時に住民に対しての緊急情報の提供が円滑に行われなかった場合、多くの人的被害が想定される。
- 大津波の浸水想定地域では高台等に避難すると思われるが、高齢者・障害者等災害弱者にとっては距離が遠く、夜間に津波が発生した場合、初動体制が整うまで時間がかかり避難勧告発令が遅くなるおそれもある。
- 水門や陸閘門の閉鎖や避難誘導する町職員や消防団員の避難が遅れ、被災することが懸念される。
- 多数遺体の身元確認等の対応が進まない。

必要な取組

- ・避難タワーの整備
- ・県へ、がけ地等の保全等に合わせた避難場所等の整備要望
- ・LED蓄電型照明等の整備促進
- ・海岸・河川堤防等の地震・津波対策の推進要望
- ・津波災害警戒区域の指定による津波警戒避難体制の強化や避難訓練の実施
- ・津波からの即避難率100%を目指した啓発
- ・要配慮者対策の促進
- ・避難行動要支援者名簿の整備
- ・情報キットの配布

1-3 異常気象等による広域かつ長期的な住宅地等の浸水や海岸侵食

<様相>

大型化する台風の来襲等により、長時間の激しい降雨に見舞われた。河川の水位が急激に増し、堤防の越水もしくは決壊が起こる。局地的な集中豪雨に遭い、地域で甚大な浸水被害を受けた。

●脆弱ポイントの具体的内容

- 近年、森林の保水機能の低下や水田の宅地化、畑への転作による利水（ため池など）の減少により、ますます洪水の危険性が高まっている。
- 河川の堆積土砂や草木の影響により河川の氾濫が度々起きている。
- 既存の水道の取水施設はすべて川近傍に設置されているため、大規模な降雨により河川の氾濫や護岸の崩壊等に見舞われた場合、取水施設の機能不全や配管等が破損し飲料水の供給が困難になるおそれがある。

必要な取組

- ・海部川・穴喰川の洪水対策の促進
- ・河川の整備の推進
- ・建設課と県河川課との点検の実施
- ・指定緊急避難場所、指定避難所の指定促進
- ・洪水・内水ハザードマップ作成・周知の促進
- ・防災啓発や避難訓練の充実推進
- ・災害用浄水機の配備
- ・配水タンク整備促進
- ・水道事業 BCP 策定と運用

1-4 大規模な土砂災害による多数の死傷者の発生のみならず、 後年にわたり町土の脆弱性が高まる事態

<様相>

大型化する台風の来襲や梅雨前線等により、集中豪雨が数日間続き、がけ崩れ、地すべり、土石流などの土砂災害が多発し、避難の遅れた多数の住民が犠牲になった。さらに、大規模な深層崩壊も発生し、多くの住宅が消滅するとともに、多量の土砂が河川に流入し、一時的に土砂ダムを形成・決壊したことで、上下流の集落に甚大な被害が発生した。また、多量の土砂が山腹や河川内に堆積し、土砂災害や洪水の発生しやすい状態が長期間続いた。

●脆弱ポイントの具体的内容

- 海陽町内において、土砂災害危険箇所として土石流危険渓流は18箇所、地滑り危険箇所は1箇所、急傾斜地危険箇所67箇所の合計86箇所となっている。これらの箇所で災害が発生した場合、道路などの社会資本への被害や人的被害が発生するおそれがある。
- 避難勧告の発令前に土砂災害が発生した場合、集落の孤立化に陥るおそれがある。
- 土砂ダムが決壊した場合（の決壊により）、下流域では鉄砲水となり水位が急上昇し、河川の氾濫により甚大な被害となる恐れがある。

必要な取組

- ・国、県と連携した治山・砂防・地すべり対策等の推進
- ・要配慮者施設や避難路等を保全する土砂災害対策の推進
- ・森林経営計画に基づく計画的な森林整備の促進
- ・土砂法による基礎調査結果の公表
- ・土砂災害ハザードマップの公表

1-5 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

<様相>

南海トラフ地震が発生し、震度6弱以上の強い揺れに見舞われたことによる通信手段の断絶や、超大型台風来襲時の避難指示等の遅れなどにより、住民の避難行動の開始が遅れ、多数の死傷者が発生した。

●脆弱ポイントの具体的内容

- 住民に各種情報を伝達する町防災行政無線が被災し機能不全となるおそれがある。
- 携帯電話の不感地区が存在することや災害発生時の電話の使用制限等により、災害対策本部と避難施設等との情報共有に不具合が生じる。
- 職員の参集が遅れ、避難指示・避難勧告放送が遅れてしまうおそれがある。

必要な取組

- ・総合情報通信ネットワークのデジタル化
- ・すだちくんメール、エリアメールの訓練の実施
- ・BCPや災害対応マニュアルの策定、関係機関と連携した訓練の実施
- ・要配慮者対策の促進
- ・避難行動要支援者名簿の整備
- ・合同訓練等の実施等他の自治体、行政機関等との連携強化
- ・中山間地域における不感エリアの解消

目標2 発災直後から、すみやかな

救助・救急、医療活動を行う

2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

<様相>

南海トラフ地震が発生。町内の緊急輸送道路については、津波や土砂崩れにより至る所で通行不能となり、避難所への輸送は困難な状態が続いた。町外からの救援物資は、被災直後から供給が開始されたが、あまりにも被害が広域なため物資の供給が長期停止した。

●脆弱ポイントの具体的内容

- 津波や土砂崩れにより道路が至るところで通行不能となり、物資の供給停止や孤立集落が発生。長期の帰宅困難者が大量に発生し、水・食料等の供給が不足する。
- 避難所運営について多様な要望が寄せられ対応に追われる。



竹ヶ島橋

必要な取組

- ・家庭等における備蓄の促進及び県・市町村における公的備蓄の推進
- ・福祉避難所における避難者の食糧備蓄等の推進
- ・自治体、国、民間事業者が連携した物資調達・供給体制の構築
- ・避難所運営訓練の実施

2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

＜様相＞

南海トラフ巨大地震やスーパー台風等の集中豪雨、津波、河川氾濫及び土砂災害により道路網が寸断され、また、同時多発的に山間部の道路斜面が崩壊、橋梁の落橋、道路への倒木等により、多数の孤立集落が発生した。このため、救出や救援物資の搬送は、ヘリコプターによる空輸のみとなった。また、道路の復旧に時間を要し、このため電気や水道、電話などライフラインの復旧工事も長期化し、孤立の解消や元の生活を取りもどすには長い時間を要した。

●脆弱ポイントの具体的内容

○山村地域である集落への道路は山際にあり、狭隘であることから土砂崩れにより通行不能となるおそれがある。これによりアクセス途絶による集落の孤立をまねいてしまうが、地震発生による大津波災害の発生時は、広域な範囲で被災している場合もあることから、孤立した集落が長時間放置状態となるおそれがある。

○連絡手段が途絶え、情報が得られず燃料・食料の供給が行われない事態が発生する。



町内の狭隘な道路

必要な取組

- ・災害防除事業による土砂崩れの発生予防
- ・孤立地区への衛星携帯電話設置
- ・消防団無線のデジタル化
- ・無線・衛星携帯電話通信確認訓練の実施
- ・マンパワーによる物資の輸送

2-3 警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

<様相>

南海トラフ地震が発生し、警察、消防等の施設は、津波により、人的被害は免れたものの、車両や資機材の一部に被害が出た。救助・救急活動については、他の自治体等から応援が駆けつけたものの、被害が広域に及ぶことから、その人員や資機材が絶対的に不足するとともに、倒壊又は流出した住宅や津波堆積物等の影響、道路の通行止めなどにより思うように進まないという事態が発生した。

●脆弱ポイントの具体的内容

- 消防団員について、消防団員自身が被災することで参集が遅れたり必要な人員確保ができないことから災害規模が増大する恐れがある。
- 水門や陸閘の閉鎖を委託している消防団もあるため、水門、陸閘閉鎖途中や撤収中に被災することが考えられる。
- 地元住民が組織する自主防災組織についても、中心となる住民が被災してしまうことで、自主防災組織の機能が失われてしまうおそれもある。これらの状況により災害被災者救助や復旧等の災害対応が十分に行われないと考えられる。
- 大規模自然災害では自衛隊、警察、消防組織の被災も考えられ、町災害対策本部と自衛隊、警察、消防との十分な連携が危惧される。



陸閘（浅川漁港）

必要な取組

- ・消防団協力事業所の普及等による消防団員確保対策の推進
- ・消防団と自主防災組織等が連携した地域防災の担い手育成
- ・合同訓練等の実施等他の自治体、行政機関等との連携強化
- ・社団法人徳島県建設業協会海部支部との大規模災害発生時における支援活動に関する協定締結等

2-4 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による 医療機能の麻痺、避難所における疫病・感染症等の大規模発生

<様相>

南海トラフ地震による揺れ、津波により、医療機関が被害を受け、使用不能の事態に至る。被害の少ない医療機関への患者の輸送などが急がれるも、医療従事者の被災状況や基幹道路の復旧の遅れ、輸送手段の不足などにより、搬送できないことに加え、薬や医療器材の不足により、医療の提供自体が危ぶまれる事態が発生する。さらに、避難所も、大勢の避難者が生活していることから、インフルエンザや感染性胃腸炎などの感染症が大規模発生し、免疫力が低下している高齢者や幼児が重症化した。

●脆弱ポイントの具体的内容

- 町には（町立）海南病院、穴喰診療所等の主要な医療機関があるが、穴喰診療所は津波浸水区域であり、津波を伴う大規模災害時には医療行為が不可能となり、罹災地の住民が医療の途を失うおそれがある。
- 救護所の設置箇所については災害規模により選定することとしており明確には決定していない。その他道路等が被災し、医療機関に搬送できないおそれもある。
- 污水处理機能の喪失により衛生面の悪化から疫病及び感染症等が発生するおそれがある。
- 避難所では限られた空間での避難所生活により疫病及び感染症が発生した場合、蔓延する恐れがある。
- 停電により慢性疾患に対する治療が困難になる。町内においては、救助・救急、医療活動等のためのエネルギー備蓄は行っていない。



海南病院



穴喰診療所

必要な取組

- 災害拠点病院の耐震化
- 医療救護所の選定
- 医療関係者、自衛隊・警察・消防の連携による訓練の実施
- 海部郡医師会との災害・事故等時の医療救護に関する協定の締結
- DMA Tの体制整備
- 医薬品の備蓄、供給確保体制の構築
- 仮設トイレの備蓄
- インフルエンザ等予防接種の推進
- 災害対策マニュアルやBCPの見直し、訓練等の実施
- 他の自治体との相互応援体制の強化
- 医療スタッフ個々による備蓄
- 県防災無線の配備（海南病院）
- 各薬局での薬品備蓄
- 被災家屋へ対する措置のマニュアル化

床上浸水家屋：減水後に床下消毒を行う。床・壁は逆性石けんで拭き、器物は消毒する。便所の消毒は、衛生上の指導を行う。被災住民への支給品は、液体塩素系漂白剤及び逆性石けん等とする。

床下浸水家屋：減水後に汚物を除去し、清掃完了後の住区ごとに、順次消石灰を配給し、散布指導を行う。支給品は、液体塩素系漂白剤と逆性石けん等とする。

目標3 発災直後から、必要不可欠な

行政機能を確保する

3-1 町の職員・施設等の被災による行政機能の機能不全

<様相>

南海トラフ地震による強い揺れと津波により、町職員に多くの死傷者が出る。また、国、県、市町村をはじめ、防災関係機関との情報通信も途絶する。また、庁舎や学校をはじめとする行政関係の庁舎の一部は建物及び設備が使用不能となったことから、行政機能が機能不全となった。

●脆弱ポイントの具体的内容

- 町防災・復興拠点である海陽町役場海南庁舎は浸水区域外であるが海部庁舎・穴喰庁舎は津波被害による機能喪失が憂慮されている。また津波を含む大規模災害に町職員が被災するおそれもあり、災害被災者救助や復旧等の災害対応が十分に行われないおそれもある。
- 職員が代替施設で使用するためのPCやプリンター、その他事務用品等が備蓄・用意されていないため、復旧・復興業務に支障を来すことが考えられる。
- 町の関係機関である、県庁、県政策創造部などが被災し、関連する町行政機能への支障と停止となるおそれがある。
- 災害対策本部体制に従事する職員の食糧・飲料水の備蓄が行われていない。
- 町職員が被災したことにより罹災証明の発行や「被災者生活再建支援制度」の手続きが遅延する事態が考えられる。

必要な取組

- ・防災拠点となる施設の耐震化の実施
- ・市町村公共施設の耐震化の促進
- ・システムのクラウド化の実施
- ・防災拠点施設の総合情報通信ネットワーク再整備等による通信の多重化やIP化による情報システムの強化
- ・BCPの策定及び訓練の実施
- ・被災者支援システム構築と運用
- ・防災公園の整備

目標 4 発災直後から、必要不可欠な

情報通信機能を確保する

4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止

<様相>

南海トラフ地震や活断層を震源とする直下型地震により、送電設備、石油等の燃料について、基幹道路等や港湾施設の被害により復旧や輸送ができないため長期停止に陥った。このため、携帯電話をはじめ、あらゆる情報通信が長期間麻痺し、生活に大きな影響が出た。

●脆弱ポイントの具体的内容

○津波等による浸水被害から防災行政無線基地局の機能不全や屋外子局の浸水等での故障による町放送及びサイレンの伝達不能。これらにより、災害状況、避難情報の提供ができなくなるおそれがある。

必要な取組

- ・防災拠点施設の総合情報通信ネットワークの多重化やIP化及び端末局等の発電機運転時間の長時間化、浸水対策の推進
- ・災害救助に係る情報通信システム基盤の耐災害性向上
- ・非常用電源設備の津波浸水対策の実施
- ・発電機、衛星携帯電話等の整備促進
- ・戸別受信機による対応
- ・町防災行政無線のデジタル化

目標5 発災後の経済活動を機能不全に陥らせない

5-1 金融サービス等の機能停止により住民生活や商取引に
甚大な影響が発生する事態

<様相>

南海トラフ地震や活断層を震源とする直下型地震により、建物の倒壊や津波による被害、また、電力の供給がストップするなどにより、金融サービス機能が停止し、預金の引き出し、入金、送金などができなくなり、住民の生活や経済活動に大きな支障をきたした。

●脆弱ポイントの具体的内容

○金融機関の建物倒壊や停電により、金融サービス機能が停止し、住民生活や経済活動に大きな支障をきたす。

必要な取組

- ・金融機関BCP策定、店舗の耐震化等促進
- ・システムや通信手段の多重化の確保対策促進
- ・電力会社による発電、送電設備等の耐震化及び津波対策の推進

5-2 農地の荒廃や生産機能停止等による食料等の安定供給の停滞

<様相>

南海トラフ等の地震や台風、局地的集中豪雨等により、大規模な崩壊が発生し、山間部の農地や山林が大きな被害を受け荒廃した。荒廃した森林は、その後の降雨等により表土が流出、浸食が進行し、新たな山腹崩壊を引き起した。さらに裸地化の進行やクラック（亀裂）が生じている状態を放置することにより、その後の降雨による大崩壊を招き、人命の危機や家屋の崩壊など甚大な被害が発生した。このように、農地・農業用施設が被災することにより、生産機能が停止し、食料等の安定供給が停滞した。

●脆弱ポイントの具体的内容

- 沿岸部に大津波が襲来し、漁村地域が被害を受け水産物の供給が停止し、農業水利施設の被害や塩害により、農業生産が困難となる。また、緊急輸送道路等の被災により、県内外からの食料の供給が停滞する。
- 森林については森林所有者の維持管理が難しくなっている。それにより、大地震や大雨などで土砂崩れや洪水が引き起こされ人的被害が危惧される。
- 中山間の農地では年々耕作者の高齢化による耕作放棄が増加している。
- 河川のはん濫により土砂や流されてきた倒木で農地が埋もれ自助努力のみでは復興が困難な状況が起こる。

必要な取組

- ・間伐促進及び治山・地すべり防止事業の推進
- ・森林経営計画による計画的な森林整備の促進
- ・公共建築物、民間住宅への町産材利用推進
- ・農地・農業水利等の多面的機能の維持・発揮のための保全活動実施

目標6 発災後の生活・経済活動上で必要となる最低限の電機・ガス・水道・燃料・交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

6-1 電力やガス等の長期にわたるエネルギー供給の停止

<様相>

南海トラフ地震や活断層を震源とする直下型地震により、四国内の各発電所や変電所が大きな被害を受け、長期停止に陥った。また、送電設備、石油等の燃料についても、基幹道路等や港湾施設の被害により復旧や輸送ができない。このため、携帯電話をはじめ、あらゆる情報通信が長期間麻痺し、生活や経済活動に大きな影響が出る。救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給についても途絶した。

●脆弱ポイントの具体的内容

- 電力供給インフラの被災による電力供給ネットワークの機能停止のおそれがある。
- 発電所からの送電停止、及び電柱の倒壊等により、長期的な停電が予想され、復興業務に著しい妨げとなる。
- 災害発生により送電施設の破壊と機能停止から情報通信の麻痺・長期停止のおそれがある。(SSの燃料在庫切れ等により給油できず自動車や暖房・給湯機器が使用できない)
(電力、燃料の不足により製造業、販売業の企業の操業が滞る。)
- 町内に6ヵ所ある給油所はほとんど浸水区域内にあり、町内からの供給は難しくなる。
- 交通インフラの被災により、他市町村等からの供給についてもかなりの遅れが生じる可能性が高い。
- 災害により道路をはじめとするエネルギー供給に必要なインフラ被災も考えられる事から供給が長期途絶するおそれがある。

必要な取組

- 電気事業者である四国電力株式会社営業所を「指定公共機関」とし、災害時の電力復旧と供給を依頼
- 電話については、NTT西日本との協定により、災害時に使用出来る特設公衆電話の回線を各主要避難所に引き込んだり、大規模災害時の携帯電話通信確保に係る協定、庁舎内においては災害時優先電話の設置などを実施
- 主要施設への自家発電機の設置
- 衛星携帯電話の設置
- 公用車燃料は常に半分以上にしておく取組の実施

6-2 上水道、簡易水道、農業用水等の長期間にわたる機能停止

＜様相＞

南海トラフ地震による強い揺れや液状化により、至る所で上水道、簡易水道、農業用水等の配管等が破断し、沿岸部では、さらに津波の来襲により、被害が拡大した。また、上水道、簡易水道の取水施設も損壊するとともに、津波による浸水被害を受けて、機能停止した。このため、上水道、簡易水道、農業用水等が長期にわたり供給停止となり、町民の生活や農工業に大きなダメージを与えた。

●脆弱ポイントの具体的内容

- 上水道の配水管総延長は約83kmであるが、その内の耐震管延長は約7%となっている。また耐用年数間際の老朽管もあり、大規模地震が発生すると配水管の破損は避けられず、飲料水の長期給水停止となるおそれがある。
- 主たる施設（浄水場や配水池）等においても老朽化が進み耐震化されていない施設もあることから水道施設全体の整備を推進する必要がある。水道施設については、配水管の布設替や新設時には耐震性に優れた配管で対応しているが耐震化率はほとんど進んでいない。すべての施設を耐震化するには多額の費用が必要となることや諸問題を抱えているため実施できていない状況である。

必要な取組

- 水道施設の耐震化整備の推進
- 基幹的な農業水利施設の老朽化対策の推進
- 緊急用としての災害用浄水機配備
- 施設更新による耐震化と4簡水の統合による合理化を併せて計画・検討中
- 水道事業BCPの策定と運用

6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

＜様相＞

南海トラフ地震の揺れにより、那佐クリーンセンターは液状化と地盤沈下による大きな被害を受け、さらに津波に襲われて、設備等が浸水することで、長期の機能停止に陥った。また、下水管やマンホールが液状化によって広い範囲で浮き上がり、下水道は長期の機能不全に陥った。

●脆弱ポイントの具体的内容

- 尿尿については那佐クリーンセンターにて汚水処理をしている。施設は耐震性はあるが浸水区域内にあるため、処理場、ポンプ場、管路の破損等による機能不全が想定される。また公共下水道については耐震化がレベル1、農業集落排水・漁業集落排水についても管路等の耐震化がなされていないことから大規模地震による揺れと液状化で、処理場、ポンプ場、管路の破損等による機能不全が想定される。
- 汚水処理機能の喪失により衛生面の悪化から疫病及び感染症等が発生するおそれがある。

必要な取組

- ・汲み取りや単独浄化槽から合併浄化槽への転換を促進
(※被災後も迅速な復旧が可能なため。)
- ・下水道事業BCPの策定促進
- ・浸水被害による感染症予防策として、床上・床下浸水被害を受けた家屋に対して、消石灰の配布・散布
- ・簡易トイレ備蓄の実施

6-4 地域交通ネットワークや基幹交通機関の機能停止

<様相>

南海トラフ巨大地震や激化する集中豪雨に伴う、津波、河川氾濫及び土砂災害により道路網が断絶した。また、南海トラフ地震による揺れは、広域に震度6弱以上の震度となるため、陸上交通については、関西圏はもちろん山陽圏にも被害を及ぼした。四国に架かる3つの橋や高速道路も甚大な被害を受けて、四国が孤立した。海上交通についても、揺れや液状化、津波の来襲により、港湾施設が長期使用不能となった。

●脆弱ポイントの具体的内容

- 海岸部に沿って幹線交通が集中しているため、災害発生により、主要道路等のインフラが破壊され幹線交通の分断は、極めて甚大な被害をもたらし、復興に向けての業務に大きな支障が出る。また地震・津波発生時は、上記被害に加え、路面浸水や津波堆積物による走行阻害等事態も想定される。
- 緊急輸送道路、避難経路となる主要道路では、車両・通行者の殺到で、交通はマヒ状態となり、またパニックに陥った運転者同士での交通事故も多発する。



海岸沿いを走る国道55号（那佐）

必要な取組

- ・建設課による町道点検維持補修と危険箇所の巡視活動
- ・町道橋梁の耐震化整備
- ・阿佐海岸鉄道 BCP 策定・訓練実施
- ・阿佐海岸鉄道緊急輸送道路に係る落橋防止耐震補強工事を実施

目標7 発災後に制御不能な二次災害を起こさせない

7-1 住宅密集地での大規模火災の発生

<様相>

南海トラフ地震により、住宅密集地の各所で火災が発生した。また、津波により、燃料漏れを起こしながら流される漁船や車、ガスボンベから噴出するガス、流出した油などに引火して、その火が津波による漂流物とともに街を襲い、市街地では大規模な火災が発生した。津波が退かない状況の中で、消火ができないことから、多くの犠牲者が発生した。

●脆弱ポイントの具体的内容

- 海岸に近い集落は住宅が密集しており火災が発生した場合、初期消火により延焼を防がなければ火災は広範囲に広がる恐れがある。
- 津波により河川、海岸には漂着物が大量に堆積する恐れがある。



町内の住宅密集地

必要な取組

- ・消防等の体制・装備資機材や訓練環境等の充実強化
- ・消防団、自主防災組織の充実強化による初動対応力の向上
- ・木造住宅等の耐震化促進
- ・民間建築物等の耐震化促進
- ・老朽危険空き家・空き建築物の適正管理

7-2 沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺

<様相>

南海トラフ地震の揺れにより、沿線や沿道の建物やブロック塀が倒壊し、人的被害が発生するとともに、避難路となるべき道路が塞がれ、自動車での避難はもちろん、徒歩での避難の支障になり、さらに、車が道路に放置されたことから、交通麻痺が発生した。特に、木造住宅が密集する地域では、道幅も狭い箇所が多いことから、より深刻な事態が発生した。

●脆弱ポイントの具体的内容

○避難場所までの経路には耐震性のない木造家屋や、ブロックの塀が道路に面し建っている。倒壊により道路が塞がれ避難が困難になる恐れがある。

必要な取組

- ・木造住宅等の耐震化促進
- ・民間建築物等の耐震化促進
- ・社団法人徳島県建設業協会海部支部との大規模災害発生時における支援活動に関する協定締結等
- ・倒壊家屋等を想定した避難訓練実施による避難経路の確認

7-3 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

<様相>

南海トラフ等の地震や台風、局地的集中豪雨等により、大規模な崩壊が発生し、山間部の農地や山林が大きな被害を受け荒廃した。荒廃した森林は、その後の降雨等により表土が流出、浸食が進行し、新たな山腹崩壊を引き起こした。さらに裸地化の進行やクラック（亀裂）が生じている状態を放置することにより、その後の降雨による大崩壊を招き、人命の危機や家屋の崩壊など甚大な被害が発生した。また、農地・農業用施設が被災することで営農の継続が困難となり、農地の荒廃が進展、中山間地域においては集落が消滅する危機に瀕した。

●脆弱ポイントの具体的内容

- 山間部への道路は山裾を通る幅員が狭く視距も悪い非常に危険な道路である。大規模な崩壊がおこれば長期の孤立化が懸念される。
- 中山間地域では過疎化、高齢化が進む一方であり復旧が進まなければ集落が消滅することも考えられる。



倒木により道が寸断（平成26年8月、台風11号）

必要な取組

- ・間伐促進及び治山・地すべり防止事業の推進
- ・森林経営計画による計画的な森林整備の促進
- ・公共建築物、民間住宅への町産材利用推進
- ・農地・農業水利施設等、多面的機能の維持・発揮のための保全活動実施

目標 8 発災後は、地域社会・経済がすみやかに 再建・回復できる条件を整える

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により 復旧・復興が大幅に遅れる事態

<様相>

南海トラフ地震が発生し、地震による揺れ・液状化等による家屋倒壊や、津波の発生により災害廃棄物や津波堆積物が大量に発生し、廃棄物を一時的に保管する仮置場の設置が間に合わず、町中に廃棄物があふれ、道路の通行にも支障が生じた。また、悪臭や粉じんが発生し、生活環境が著しく悪化した。更に、広域処理の調整が付かず、被災地で処理しなければならない状態となり処理が長期化し、復旧・復興が大幅に遅れた。

●脆弱ポイントの具体的内容

○平成24年10月に県が公表した、東海・東南海・南海3連動地震による被害想定によると、本町の建物被害の予測結果は、全壊棟数3,700を数え、過去に例の無い棄物約579,000tが発生し、必要とされる廃棄物処理場の面積も約180,000m²とされている。大量に発生する災害廃棄物の処理が停滞し、復旧が大幅に遅れるおそれがある。

必要な取組

- ・災害廃棄物処理モデル計画 → 策定済

8-2 基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

＜様相＞

南海トラフ地震、大規模洪水や土砂災害によりあらゆる基幹インフラが損壊する。また、巨大地震による被災範囲が広大なことから、復旧資材・重機・技術者等が十分揃わず、基幹インフラの復旧が進まないことから、人流や物流が滞り、復旧・復興が大幅に遅れた。

●脆弱ポイントの具体的内容

- 海陽町内は、海岸部に沿って幹線交通が集中しているため、災害発生により、主要道路等のインフラが破壊され幹線交通の分断は、極めて甚大な被害をもたらす、復興に向けての業務に大きな支障が出る。
- 復興の遅れにより学校施設が避難所として使用され、授業が再開できないことも考えられる。

必要な取組

- ・町建設課による町道維持補修と危険箇所の巡視活動
- ・長寿命化対策に係る橋梁点検・老朽化対策の実施
- ・緊急輸送道路に係る橋梁耐震工事の実施
- ・被災後の円滑な復旧・復興を確保するための地籍調査の実施
- ・避難所運営訓練の実施
- ・復旧・復興に関連する産業の後継者育成

第5節 リスクへの対応方策の検討

(1) プログラムごとの推進方針

目標1 発災時でも全ての人命を守る

1-1 建物等の大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生

【推進方針】

住宅・建築物の耐震化や防火用設備の整備を推進し、警察、消防等による救助・救急活動体制の充実強化を図り、「防災啓発の充実」や「防災訓練の実施」により、地域防災力（自助・共助）の強化に努め、建築物等の倒壊や火災による死傷者の発生を防ぐ。

住宅・建築物等の耐震化や防火用設備の整備

- 住宅・建築物等の耐震化を推進し、啓発活動や人材育成に努めるとともに、県及び町で実施している補助制度の活用等支援の充実を図る。
- 小中学校の吊り天井など非構造部材の耐震対策を推進する。また、町立学校については、地域の中核的な避難所となるよう、ライフライン機能の確保や避難生活をサポートする資機材等の整備を図る。
- 社会福祉施設は、地震災害や火災が発生したときに自ら避難することが困難な方が多く利用する施設であり、施設の耐震化や消火設備の設置により、安全性を確保して、安心して暮らすことができる環境づくりを進める。
- 災害拠点病院等の耐震化及び防災用設備等の整備を進める。
- 町営住宅集約化PFI事業を推進し、耐震化を完了させる。

建築物の倒壊等防止対策

- 地域の防災力の向上を図るため、老朽化して危険な空き家・空き建築物の除却を支援する。

防火・消火体制の整備

- 震災による火災の発生、延焼を防止するため、住宅用火災警報器、消火器、感震ブレーカー等の設置を促進するとともに、常備消防の体制強化、消防団員の確保対策を促進する。
- 地震や津波によるLPガスの放出による延焼を防止するため、LPガス放出防止装置等の設置を促進する。

緊急輸送道路等の機能確保

- 交通施設、電柱の倒壊等による交通経路の遮断を回避するため、点検整備を徹底する。
- ヘリポートの整備または緊急時のヘリ降着場の候補地の選定を進め、災害対応力の向上に取り組む。



町民松原グラウンド



川上農村広場

(災害対策用ヘリポート降着場)

家具類の転倒防止対策

- 家具固定専門員派遣事業、家具固定補助金等を活用し、家具類の転倒防止対策を推進する。

重要業績指標

- 木造住宅等の耐震化率：約32% (H27)
- 学校施設の耐震化率学校：100% (H22)
- 災害拠点病院の耐震化率：100% (H15)
- 町営住宅の耐震化推進：77% (H27)
- 老朽危険空き家・空き建築物の除却数：67戸 (H27)
- 緊急ヘリポート候補地選定数：11箇所 (H27)
- 家具固定補助金の活用：22件 (H28)

1-2 大規模津波等による多数の死者の発生

【推進方針】

津波による犠牲者を出さないため避難場所の整備を進めると共に訓練、啓発を実施するなど避難意識の向上に努める。

自助・共助の取組強化

- 震災による被害者が出ないように、町民の防災意識向上のための取組を継続して実施するとともに、町内一斉の情報伝達訓練や家庭内でのFCP（家族継続計画）の普及、災害遺産を活用した防災啓発の充実、地域ぐるみで防災訓練を実施するなど自助・共助を強化するための取組を推進する。
- 企業が自らの被害を最小限に抑えるため実施するBCP策定や企業における防災訓練について取組を支援する。

救助・救急活動体制の整備

- 過酷な災害現場での救助活動能力を高めるため、消防等の体制・装備資機材や訓練環境等の更なる充実強化・整備を図る。
- ヘリポートの整備または緊急時のヘリ降着場の候補地の選定を進め、災害対応力の向上に取り組む。

津波避難意識の向上及び訓練の実施

- 津波災害警戒区域の指定による津波警戒避難体制の強化や社会福祉施設、学校、医療施設などの避難促進施設における避難確保計画の策定を促進し、当該施設における定期的な津波避難訓練の実施など利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する。
- 津波からの即避難率100%を目指し、町民への意識啓発を推進するとともに、防災士などの防災人材の育成、自主防災組織の充実強化等を図るなど、行政や学校、企業が一体となり総合的なソフト対策を推進する。
- 日頃から避難場所や避難経路等を確認できる県の「総合地図提供システム」を活用し、避難訓練を実施するなど、町民の防災意識の向上を図る。
- 実地訓練や図上訓練等を通じ、「率先避難企業」への理解を深め、企業のみならず地域と一体となった「率先避難」の取組を拡大する。
- 漁業者をはじめとする船舶利用者が、津波発生時に状況に応じた迅速かつ的確な避難行動を取れるよう、「海上避難ガイドマップ」を活用した、船舶による避難訓練を促進する。



海南小学校



海陽中学校

(津波避難場所)

要配慮者対策の促進

○「要配慮者対策」を効果的に進めるため、避難行動要支援者名簿の作成を促進し、地域との共有を図るとともに避難行動要支援者の個別計画策定の取組を一層促進する。

津波避難路・避難場所の整備

○がけ崩れ対策や道路の法面を活用した避難路・避難場所の整備を促進し、津波避難困難地の解消を図る。また、夜間の安全な避難を確保するため、LED蓄電型照明灯の整備を推進する。

○広域的かつ大規模な災害による多数の避難者に対応するため、防災公園並びに施設・備蓄の整備を推進する。



愛宕山避難場所（備蓄倉庫、LED蓄電型照明）

海岸・河川堤防等の整備・耐震化及び水門・樋門等の自動化.....

○海岸堤防や河川堤防及び防潮林等の整備・耐震化について、計画的かつ着実に進めるため関係機関との合同点検や対策協議を進める。また、水門・樋門、陸間の統廃合・常時閉鎖を進めることにより、防災力の強化と操作員の安全を確保するとともに、迅速な対応を図るため訓練を行う。

津波情報伝達体制の強化

- 津波情報をいち早く確実に住民に伝えるため、携帯電話などを活用した避難情報の提供など、津波情報伝達体制の強化を図る。
- 正確で迅速な津波情報の提供がなされるよう、国で進められているGPS波浪計の設置や地震・津波観測監視システム（DONET2）の運用について協力支援を行う。

防災拠点整備

- 南海トラフ巨大地震・津波に対する県南地域の防災拠点として、まぜのおかを本部として整備を促進する。また防災公園の整備も合わせて促進する。特に宍喰地区は、避難所となるスペースを有する学校等の建物が浸水区域内にあるため、避難所確保のためにも最優先に取り組む。



まぜのおか（浅川）

後方支援拠点の整備

- 被災地域を支援できる「後方支援拠点」として、災害時の医療活動等に活用できる資機材の整備や災害時の救援・救出や物資輸送の体制強化に向けた緊急ヘリポートの候補地選定や整備等を促進する。

建築物の倒壊等防止対策

- 地域の防災力の向上を図るため、老朽化して危険な空き家・空き建築物の除却を支援する。

救助・救急活動体制の整備

- 過酷な災害現場での救助活動能力を高めるため、消防等の体制・装備資機材や訓練環境等の更なる充実強化・整備を図る。
- 津波発生時の迅速な救助・救急体制を構築するため、自衛隊、警察、消防等と連携した救助訓練を実施する。

身元確認体制の構築

○医師会、歯科医師会との連携による多数遺体の身元確認体制の構築に努める。

斎場機能の向上

○現在、町内に2箇所所有の斎場について機能強化の整備を促進する。

津波火災対策の検討

○東日本大震災では、津波火災が多数の箇所が発生しており、南海トラフ地震に伴う津波による津波火災についても、被害を軽減するための方策を検討する。

重要業績指標

- ・ 自主防災組織連絡会の構築：構築予定
- ・ 防災士登録者数：11人（H28）
- ・ 消防救急無線のデジタル化整備：100%（H19）
- ・ 津波避難計画策定率：新規避難場所を追加した計画策定（H28予定）
- ・ 津波ハザードマップ作成・配布及び防災訓練実施：作成・配布済（H25）
- ・ 道路利用者等への海拔情報の周知（H25）：143箇所
- ・ 避難行動要支援者名簿：策定済（H28）
- ・ 避難行動要支援者個別計画：策定予定
- ・ 津波避難困難地域解消のための計画策定：海陽町津波避難計画（H26）
- ・ 指定避難所：1箇所（まぜのおか）で指定準備中
- ・ 備蓄目標達成率：食料 100%（H27）
飲料水 26%（H27）
毛布 80%（H27）
- ・ 水門・樋門等の常時閉鎖：実施予定
- ・ 海岸の施設の点検：定期点検実施中
- ・ 老朽危険空き家・空き建築物の除却数：67戸（H27）
- ・ 地元住民による初期消火訓練の実施：検討中
- ・ 消防団資機材の充実・強化：消防団消防自動車の毎年更新
- ・ 防災公園の整備：新たに4箇所を検討
先行する穴喰地区では計画策定中（H28）

1-3 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水や海岸侵食

【推進方針】

河川整備等を推進し、被害の最小化を図るとともに、タイムラインの作成による事前の防災力の強化を図る。また、浸水ハザードマップの作成や、防災啓発、防災訓練を実施することにより、安全な避難体制を確立し、浸水による人的被害を防ぐ。

河川整備等の推進

- 大規模水害による被害を最小限にするため、河道掘削や築堤、排水施設、洪水調節施設の機能強化など、直轄管理河川の整備を促進する。また、県管理河川について、引き続き整備推進を要望する。
- 大規模水害における堤防の決壊や、水門・樋門等の作動不良による被害等を未然に防ぐため、堤防をはじめとする河川管理施設の状況を把握する河川カルテの策定を推進する。

避難対策の推進及び事前の防災力強化

- 切迫した災害の危険から逃れるための避難場所と避難生活を送るための避難所を明確に区別し、洪水や津波など異常気象ごとに安全性の基準を満たす施設又は場所を明確にするため、指定緊急避難場所及び指定避難所の指定を促進し、その周知を図る。
- 町において、浸水（洪水、内水）ハザードマップの作成を促進するとともに、浸水想定区域を視覚的にわかりやすい地図情報として、インターネット上に公開し、日頃から避難場所や避難経路などが確認できる環境を整備する。また、町民の防災意識向上を図るため、さらに防災啓発や避難訓練の充実等を推進する。
- 安全な避難体制の確立やタイムラインの策定を促進し、事前の防災力の強化を図る。

重要業績指標

- ・洪水、内水ハザードマップの作成：作成予定
- ・排水機場処理能力の強化：地元業者と調整済
- ・仮設ポンプの配備体制の構築：構築予定
- ・タイムラインの策定：策定予定

1-4 大規模な土砂災害による多数の死傷者の発生のみならず、 後年にわたり町土の脆弱性が高まる事態

【推進方針】

治山・砂防事業等の土砂災害対策及び国土保全機能を発揮する森林整備を推進し、特に要配慮者利用施設や避難路・避難施設に対する保全を図る。また、土砂災害等に対する防災意識の啓発及び警戒避難体制の整備を促進する。

土砂災害対策及び森林整備の推進

- 大規模土砂災害の被害を最小限に押さえるため国・県と連携し、治山・砂防事業、地すべり防止事業等を推進し、特に要配慮者利用施設、避難路・避難施設に対する安全を確保する。
- 森林の荒廃を防止するとともに、町土保全機能の高度発揮を促すため、間伐等の森林整備や治山・地すべり防止事業を推進する。また、適正な林業活動により持続的に管理すべき森林については、森林経営計画を策定し計画的な森林の整備を促進する。

土砂災害等に対する防災意識の啓発及び警戒避難体制の整備

- 「土砂災害防止法」※による土砂災害警戒区域等の指定や、これに先立つ基礎調査結果の公表により、土砂災害の危険性を迅速に周知するとともに、土砂災害啓発マップの公表や住民参加の防災訓練を実施することにより、防災意識の向上を図る。さらに、町においては、警戒避難体制の整備を促進する。
- 深層崩壊や地すべりの発生に対し、国・県が整備している観測網からの情報を速やかに入手し、住民へ避難情報が出せるよう体制づくりを行うとともに、関係機関が連携した防災訓練を実施し、災害対応能力の向上を図る。
- 土砂災害防災訓練の実施。

※土砂災害防止法

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律

救助・救急活動体制の整備

- 過酷な災害現場での救助活動能力を高めるため、警察、消防等の体制・装備資機材や訓練環境等の更なる充実強化・整備を図る。

重要業績指標

- 森林整備面積（間伐）年：5 ha（H27）
- 町産材の生産量：33,274m³（H27）
- 土砂災害ハザードマップの公表：県防災減災MAP 情報による公表
- 要配慮者施設との情報伝達訓練の実施：毎年実施

1-5 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

【推進方針】

総合情報通信ネットワークシステムのデジタル化や多重化等による町民への情報伝達体制の強化や、災害時要援護者に対する避難行動の支援等により、迅速な避難を促し、死傷者の発生を防ぐ。

情報伝達体制の強化

- 総合情報通信ネットワークシステム（県防災行政無線）のデジタル化や多重化、また、公共施設等における公衆無線LANの整備に加え、孤立集落等における衛星携帯電話や簡易無線等の整備を進め、災害時における全町的な通信環境の確保を図る。
- 緊急速報メールや県のLアラートの普及を通じ、町民が容易に必要な情報を入手できる環境を構築するとともに、自主防災組織をはじめ様々な主体による率先避難行動や住民相互の呼びかけなど地域の繋がりを活かした情報伝達体制の構築を図る。
- 「総合地図提供システム」により、地図上で可視化した「津波浸水想定」をはじめとする様々な災害情報の住民向けサービスの周知に努める。

中山間地域における不感エリアの解消

- 中山間地域における不感エリアの解消に向け、「移動通信用鉄塔施設（鉄塔、伝送路等）」の整備を促進する。

情報収集・共有体制の強化

- 県が進める「すだちくんメール」をはじめ各種安否確認サービスの全県的な普及を図る取り組みや、SNSを活用した情報収集体制を構築し、行政のみならず住民相互が必要とする様々な災害情報の収集・共有体制を確立する。
- 「災害時情報共有システム」により、町やライフライン事業者をはじめとする関係者相互による様々な災害情報の共有体制を拡充する。また、避難所ニーズ把握体制を構築する。
- 正確で迅速な津波情報の提供がなされるよう、国で進められているGPS波浪計の設置や地震・津波観測監視システム（DONET2）の早期整備について協力支援を行う。
- 発災時の緊急道路の指定等に伴い、発生することが想定される交通渋滞等による避難の遅れを回避するため、関係機関との連携等により、迅速かつ効果的な道路交通情報の提供手段を確保する。

要配慮者対策の促進

- 「要配慮者対策」を効果的に進めるため、各市町村において避難行動要支援者名簿の作成を促進し、地域との共有を図るとともに避難行動要支援者の個別計画策定の取組を一層促進する。
- 障がいのために意思疎通に支援が必要な方々が被災することに備え、平時から個々の障がいの特性に対する理解と認識を深め、いざという時に適切に対応できるよう、手話通訳者等との連携を強化する。

率先避難企業の取組拡大

- 実地訓練や図上訓練等を通じ、「率先避難企業」への理解を深め、企業のみならず地域と一体となった「率先避難企業」の取組を拡大する。

避難環境の向上

- 長期の避難生活に備えて、避難所における避難者の生活の質の向上を図るため、避難所の機能強化を図るとともに、既存の公共施設等について、その特長を最大限に活用し良好な生活環境に配慮した避難所の確保を促進する。
- 地域住民が主体となって、それぞれの役割に応じ円滑な避難所運営ができるよう、地域ぐるみの取組を促進する
- 平成26年1月に改訂した「徳島県災害時要援護者支援対策マニュアル」を受け、避難所のリーダー養成や町において、子供や女性の視点を考慮した「避難所運営マニュアル」を作成・改定し、避難所における良好な生活環境に配慮した避難所運営体制づくりを進める。
- 避難所における適切な食事提供やアレルギーや生活習慣病等の食事に配慮が必要な方へのきめ細やかな栄養・食生活支援が速やかに展開できるよう、関係機関・団体等との連携体制を推進する。

要配慮者支援の強化

- 福祉避難所の指定を一層促進するとともに、装備資機材の充実、各種訓練等により災害対応能力を向上させる。
- 社会福祉施設や幼稚園等については、大規模自然災害の発生に備えて、被災時の迅速な事業復旧を可能とし、利用者への影響を最小限にとどめるためにBCP等の策定を促進する。
- 災害時においても、継続的な医学的管理を必要とする在宅患者などが同水準の医療サービスが受けられるよう必要な医薬品や資機材の整備、医療機関と患者の間のネットワークの構築、相談体制や情報基盤の整備など、支援を行う。
- 災害時においても、リスクの高い高齢者や要介護高齢者に多発する誤嚥性肺炎の予防やその他の口腔内の問題に対応するため避難所等における口腔ケア提供体制を整備する。



海部郡特別養護老人ホーム事務組合 海南荘



老人保健施設 ジャンボ緑風会

(指定福祉避難所)

重要業績指標

- 避難行動要支援者名簿：策定済（H28）
- 避難行動要支援者個別計画：策定予定
- 福祉避難所の指定数：2箇所（H28）

目標2 発災直後から、すみやかな

救助・救急、医療活動を行う

2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

【推進方針】

家庭や地域・市町村・県、それぞれの役割に応じた備蓄を推進する。また、物資調達・供給体制を確立し、救援物資の輸送を確保するため、道路や港湾の機能強化を図る。

食料や水等の備蓄の推進

- 「南海トラフ巨大地震等に対応した備蓄方針」に基づき、また大雪やその他の災害により自宅待機を余儀なくされる場合も考慮し、町民は家庭や地域での備蓄を促進し、市町村・県はそれぞれの役割に応じた公的備蓄を推進する。

物資調達・供給体制の構築

- 民間物流施設の活用、関係者による協議会の開催、協定の締結、BCPの策定等により、自治体、国、民間事業者等が連携した物資調達・供給体制を構築するとともに、官民の関係者が参画する支援物資輸送訓練を実施し、迅速かつ効率的な対応に向けて実効性を高める。
- 生活必需品等の支援物資の供給に関し協定を締結した民間企業等との間で、平時からの連携体制の確保や訓練の実施により、発災時に迅速かつ確かな支援活動が実施できるよう体制を整備する。
- 緊急物資の確実な供給体制を構築するため、効率的な集配業務に役立つスペースの確保をはじめ、公園等における物資の集積拠点機能を強化する。

救援物資等の受援体制の整備

- 他都道府県との相互応援協定締結に基づく救援物資等の備蓄・輸送体制等受援体制の整備を推進する。

水道施設の耐震化

- 水道施設の耐震化整備を着実に促進するとともに、災害時の支援計画の充実を図る。

要配慮者等に対する物資供給体制の整備

- 災害時介護福祉コーディネーターによる物資供給のスムーズな調整を行うため、より実践的な訓練や研修を実施する。
- 災害時の社会福祉協議会との物資援助を機能させるために、協力体制を一層強化する。

緊急物資等の輸送確保対策

- 信頼性の高い緊急輸送道路を確保するため、海部道路の早期事業化に積極的に取り組む。また、救助・救急、医療活動や物資の供給を迅速に行うため、緊急輸送道路等の耐震化や無電柱化、海上輸送拠点となる港湾施設の整備・耐震化を推進するとともに、複数のルートを確保するため、緊急輸送道路を補完する農林道の整備を推進する。

重要業績指標

- 重要給水施設管路の耐震化率：7.6%（H27）
- 地域高規格道路阿南安芸自動車道「海部道路」（以後、海部道路と表記）の整備：計画段階評価完了（H27.4）
 - 事業化に向け調査中（H28）

2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

【推進方針】

孤立集落の発生を防止するため、生命線道路・河川の整備、土砂災害対策や緊急輸送道路を強化するとともに孤立集落の発生に備えて、ヘリコプターによる支援体制を整備する。

孤立化防止のための道路整備

○孤立集落の発生を防止するため、生命線道路の整備、緊急輸送道路等の橋梁の耐震化や、斜面对策及び倒木を防ぐ事前伐採を推進する。

孤立化防止のための土砂災害対策

○緊急輸送道路や鉄道が、土石流や地すべりなどの土砂災害により被災し、長期間不通にならないよう、治山・砂防、地すべり対策を着実に推進する。

孤立化防止のための海岸・河川堤防等の整備など

○孤立集落の発生を防止するため、海岸堤防、河川堤防及び防潮林等の整備・耐震化について、計画的かつ着実に関係機関との合同点検や対策協議を進める。また、水門・樋門等の自動化、陸閘の統廃合・常時閉鎖を進めることにより、防災力の強化と操作員の安全を確保するとともに、迅速な閉鎖を図る訓練を行う。



樋門・離岸堤（穴喰浦）

ヘリコプターによる支援体制の整備

○孤立化に備え、空からの救助・救出や物資の輸送を行う消防防災ヘリコプターをはじめ、関係機関のヘリコプターが、迅速かつ円滑に災害応急対策を実施できるよう、緊急ヘリ離発着場の選定や整備を促進し、受援体制の強化を図る。

孤立化集落における電源や通信手段の確保対策

- 孤立化集落発生時に外部との通信手段を確保するための資機材の整備や避難所の機能強化を促進するとともに、継続的に通信訓練を実施する。
- ライフラインの途絶や地域が孤立した場合でも被災者の情報が把握できるよう、無線、電話、インターネットなど多重化した通信手段の確保に取り組む。

ライフライン事業者等との連携強化

- 孤立化集落における長期の停電や通信の途絶に備えるとともに、その早期復旧を図るため、県、市町村及びライフライン事業者等の関係機関の間で、事前対策の検討や緊急時の連絡体制を整えるなど、連携強化を図る。

重要業績指標

- 道路等の倒木対策：毎年度実施
- 新たに整備するヘリポートの整備：検討中
- 橋梁耐震化事業：浅川橋 耐震化完了（H23）
竹ヶ島橋 耐震化完了（H27）
神野橋 架替工事中（H30竣工予定）
玉笠橋 架替工事（H30事業着手予定）

2-3 警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

【推進方針】

消防団や自主防災組織の人材育成に努め、組織の充実強化を図る。

消防団や自主防災組織の充実強化

- 消防団の装備資機材等の充実・強化を図るとともに、消防団員の確保を図るため、未来の地域防災の担い手の育成支援や、女性団員の入団促進、消防団協力事業所の普及等を推進する。
- 消防団と自主防災組織や婦人会とが連携し、地域防災の担い手の育成を進めるなど地域防災力の充実強化を図る。

地域コミュニティづくりを推進

- 自主防災組織の活動支援を行い、自らが自らの地域を支える体制づくり意識付けを行う。地域コミュニティの核となる人材育成に努めるとともに女性参画・高齢者参画による組織を構築する取組を推進する。
- 地元消防団員との連携による救出訓練・消火訓練を実施する。

重要業績指標

- ・自主防災組織と消防団、地元企業等による防災訓練：毎年実施
- ・地域コミュニティづくりのための取組：四面会議の実施

2-4 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による 医療機能の麻痺、避難所における疫病・感染症等の大規模発生

【推進方針】

他の自治体との相互応援体制を構築するなど、災害発生時に迅速かつ円滑な医療及び被災地支援を実施できる体制を整備し、受援体制の強化を図り、医療機能の麻痺を防ぐ。

関係機関の連携強化、訓練の実施

- 地域防災計画など災害対応に必要な事項について見直し、他都道府県との連携強化を図り、合同訓練等を実施するとともに、必要に応じさらに見直しを行い、海陽町災害時保健活動行動計画等を活用し、訓練の習熟度を高める。
- 被災時における多数遺体の身元確認等に対応するため、連絡協議会等による医師会、歯科医師会との連携体制の構築を図るとともに、訓練の実施等を通じてその実行性を高める。

災害医療体制の構築

- 大規模災害時における、医療提供体制の確保を図るため、災害拠点病院等の耐震化を促進する。
- 医療機関の災害対策マニュアルやBCP（事業継続計画）の整備について、状況変化に応じて適宜見直しを行うとともに、災害訓練や救急勉強会等を継続して実施することにより、災害医療提供体制の一層の充実・強化を図る。
- 大規模災害時に医療施設や医療関係者が不足する事態に備えた他都道府県との相互応援体制をより強化するため、継続的に訓練を実施する。
- 円滑な医療救護活動を行うため、全医療機関が「災害時情報共有システム」を活用する体制の整備を促進する。

災害医療を担う人材育成

- 災害拠点病院等においては、災害発生時に迅速かつ円滑な医療及び被災地支援を実施できるよう、DMATの更なる充実・強化を図る。
- 広域的かつ大規模な災害では、PTSD（心的外傷後ストレス障害）を含む精神的不調に対する予防策を長期的に講じる必要があることから、DPATを創設し、今後、平時から関係機関が連携し、訓練等を行う。
- 災害発生からおおむね48時間以内に活動するDMATから、急性期以降に活動を行う、医療救護班へ円滑な引き継ぎを行い、切れ目の無い医療救護活動を実施するため、圏域毎に医療・保健・福祉分野の「災害時コーディネーター」を配置し、発災後、刻々と変化する状況を的確に把握し、ドクターヘリの活用や他都道府県からの人材及び資材の配置を適切かつ迅速に行う体制を整備する。

災害医療対応力・機動力の強化

- 医療関係者と自衛隊・警察・消防とが連携し、より実働的な訓練を重ねることにより、発災時における災害医療対応力・機動力を強化する。
- 医療や防災関係機関の連携による災害医療活動を円滑に展開するため、行政分野の指揮（コマンダー）機能、後方支援（ロジスティクス）機能の強化を図る。
- 大規模災害時に備え、関西広域連合内での相互応援の取組の拡大を図る。

交通網の強化（ミッシングリンクの早期解消）

- 信頼性の高い緊急輸送ネットワークを確保するため、「四国8の字ネットワーク」のミッシングリンクの解消に取り組む。特に、海部道路については、早期事業化に取り組む。

交通網の寸断に備えた支援体制の整備

- 陸上ルート寸断等に備え、空からの救出救助、物資輸送を実施する手段を確保するため、消防防災ヘリコプター「うずしお」や、警察ヘリコプター「しらさぎ」の受援体制の強化を図る。
- 災害時における医薬品を確保するため、被害想定等から必要な品目・数量等を精査し備蓄するとともに、関係業界等との協定締結等によりその供給確保体制を構築する。さらに、交通網の寸断を想定し、災害拠点病院や救護所への医薬品の迅速な搬送体制についても検討を進める。

感染症の発生・まん延防止

- 医薬品の備蓄を促進
- 被災時の避難場所における感染症による死亡者発生防止

下水道対策による衛生面の悪化防止

- 下水管の破損等による衛生面の悪化を防止するため、下水管渠の耐震化を進めるとともに、下水処理場における津波対策を推進する。また、関係市町村と連携して下水道BCPの策定を促進する。
- 「大規模災害時における資機材等の供給に関する協定」の締結団体と連携した訓練等を通じて、大規模災害時に避難所等へ簡易トイレや仮設トイレが迅速に供給されるよう取組を強化する。また、簡易トイレ等の備蓄についても促進する。

重要業績指標

- 災害拠点病院の耐震化率：100%（H15）
- 町立海南病院「災害時情報共有システム」加入：加入済（H27）
- 海部道路の整備：計画段階評価完了（H27.4）
→ 事業化に向け調査中（H28）
- 下水道BCP策定：策定済（H25）
- 海陽町災害時保健活動行動計画の策定：策定済（H28）
- 医療救護所の選定 → 11箇所（H28）

目標3 発災直後から、必要不可欠な

行政機能を確保する

3-1 町の職員・施設等の被災による行政機能の機能不全

【推進方針】

庁舎等の耐震化や電力等の確保対策など機能強化を行うとともに、業務継続計画の策定や広域連携協定等により、行政機能不全の防止を図る。

庁舎等の耐震化、機能強化

- 各行政機関において、庁舎の耐震化、停電時の電力や情報・通信システムの確保、代替不能機器等の保全、代替庁舎の選定・確保、物資の備蓄等を推進する。
- 庁舎等の耐震化、機能強化
- 行政機関の業務継続計画の策定、広域連携等行政機能維持体制の整備
- 情報システム等の機能強化、情報の遺失防止対策の推進
- 防災拠点等に太陽光パネル及び蓄電池等を設置し、停電時でも、必要な行政機能の発揮のために必要な電力を確保する。
- 総合情報通信ネットワークシステムや、地上系無線と衛星系の組み合わせによる「多重化」、全庁LANを無線により補完する「IP化」などにより、県、市町村、国、防災関係機関等との間の通信を確保し、また、端末局等の発電機運転時間の長時間化や浸水対策を推進する。

行政機関の業務継続計画の策定、広域連携等行政機能維持体制の整備

- 業務継続計画を策定し、それに基づく訓練を定期的に行うことにより、大規模災害時における行政機能の継続及び早期復旧を図る。
- 市町村間のもとより、関西広域連合など広域的な連携や隣県との連携を図り、大規模災害時に備え、平時からその結びつきを強化するための取組を推進する。また、中四国においては、カウンターパートの同時被災も念頭においた連携のあり方について検討を進める。さらに市町村間や、民間団体において、相互応援体制の構築への取組の一層の促進を図る。
- 町職員や教職員の「防災研修への参加」や「防災士資格の取得」を推進し、個々の防災能力を向上させることにより、行政機能の維持を図る。

情報システム等の機能強化、情報の遺失防止対策の推進

- 本庁舎の被災によりシステム基盤に障害が発生し、業務継続が困難になることを防止するため、本庁舎とデータセンターの両方にシステム基盤を設置し、庁内システムの計画的な移行及び運用訓練を行うことにより耐災害性の向上を図る。

○被災時に情報の遺失を防ぐとともに、自治体機能の早期復旧を図るため、自治体の業務システムのクラウド化を推進し、災害に強いシステムを構築する。

エネルギー供給体制等の整備・機能強化

- 災害時における燃料供給について、石油商業組合と締結した協定が維持・強化されるよう、石油商業組合との情報交換等、連携を密にし、発災時の燃料供給が円滑に行われるよう体制を整備する。
- 電力供給遮断などの非常時に、PHV・EVを用いて避難所等に電力を供給するシステムの普及に努める。
- 災害時の応急活動に不可欠な緊急車両への給油、病院や避難所への燃料供給が確実に行えるよう、ガソリンのほか軽油・灯油・重油の流通備蓄に取り組む。

重要業績指標

- ・代替庁舎の確保：確保済（まぜのおか）
- ・職員の食料飲料水の備蓄の推進：実施中（H28～）
- ・防災士登録者数：11人（H28）
- ・自治体業務システムのクラウド化の実施：実施済（H27）
- ・防災拠点等となる町有施設の耐震化率：100%（H27）
- ・防災拠点や避難所等の太陽光パネル、蓄電池設置数：1箇所（H27）
- ・庁舎発電機の浸水対策：2階への移設（H27）
- ・海陽町BCP策定：策定済（H28改定）

目標4 発災直後から、必要不可欠な

情報通信機能を確保する

4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止

【推進方針】

総合情報通信ネットワークシステムの多重化等により、情報通信システム基盤等の耐災害性の向上等を図り、情報通信が麻痺や長期停止することがないように対策を講じ、また、放送設備の非常用電源設備の津波浸水対策等に努めテレビ・ラジオ放送の中断等を防ぐ。

関係機関間の情報通信確保対策の推進

- 総合情報通信ネットワークシステム（県防災行政無線）や、地上系無線と衛星系の組み合わせによる「多重化」や全庁LANを無線により補完する「IP化」などにより、県、市町村、国、防災関係機関等との間の通信を確保し、また、端末局等の発電機運転時間の長時間化や浸水対策を推進する。
- 民間通信事業者の回線が停止した場合にも災害救助活動ができるよう、情報通信システム基盤について、その耐災害性の向上等を図る。
また、漁業無線による情報通信体制の強化を推進する。

情報通信事業者や放送事業者等との連携強化

- 定期的に徳島県危機管理総合調整会議を開催し、情報通信事業者や放送事業者をはじめとする防災・危機管理関係機関等との連携強化を図り、総合防災訓練や図上訓練を実施することで実効力を高める。

放送設備の電力確保対策の促進

- 災害時に電力供給が停止した場合に備え、非常用電源設備の津波浸水対策や燃料備蓄に努める。

放送継続が可能となる体制の整備

- 可搬型移動無線基地局車や移動電源車の配備及び復旧資機材の確保に努め、BCPや災害対応マニュアルを策定し、関係機関と連携した訓練等により、大規模災害時においても、テレビ・ラジオ放送が中断することがないように、対策を講じておく。

情報通信体制の整備

- 長期の停電や通信の途絶に備え、地域等におけるソーラー型充電器、発電発電機、衛星携帯電話等の整備を促進する。
- 戸別受信機の必要家屋に対しての継続的な取付を推進する。
- 報道機関の協力のもと、新聞、ラジオ、文字放送等を利用する。また掲示板、広報紙等デジタルのみでなく、あらゆる手段を講じ情報伝達に努める。

重要業績指標

- ・非常用電源設備の津波浸水対策や燃料備蓄の実施：実施中
（自家発電機の想定浸水深より上階へ設置等）
- ・ソーラー型充電器の整備：検討中
- ・発電発電機の整備を促進：3台（H28）
- ・衛星携帯電話等の整備を促進：29台（H28）
- ・県総合防災訓練への参加、図上訓練の実施：毎年度参加
- ・防災行政無線のデジタル化：実施済（H19）

目標5 発災後の経済活動を機能不全に陥らせない

5-1 金融サービス等の機能停止により住民生活や商取引に

甚大な影響が発生する事態

【推進方針】

町内企業のBCP策定の取組を促進する。各ライフライン事業者におけるエネルギー供給停止対策の促進を図り、各金融機関は、住民や企業への金融取引が停止しないよう店舗の耐震化等対策を促進する。また、移動店舗ATMによる支援体制、受援体制の構築を促進する。

BCPの取組等を促進

- 金融機関のBCP策定、店舗の耐震化等の促進

ライフライン事業者等との連携強化

- 各ライフライン事業者における対策
- ライフライン事業者は、防災業務計画や業務継続計画の見直しを適宜進めるとともに、できるかぎり、より広域的な災害時対応訓練を実施する。
- 石油商業組合と情報交換等、連携を密にし、発災時の緊急通行車両等への燃料供給が円滑に行われるよう、体制を整備する。

各ライフライン事業者における対策

- 電力会社においては、発電及び送電設備等の耐震化や津波対策等を推進する。
また、市町村や自衛隊との「災害時の相互協力に向けた協定」に基づき、早期復旧体制を構築する。
- 中核SSの維持・機能強化を図るとともに、工場や事業所等において自家発電設備の導入や燃料の備蓄の確保、自然エネルギー等の自立・分散型エネルギーの導入等を促進する。

金融機関の建物等の耐災害性の向上、BCP策定等の促進

- 町内の金融機関では、建物等の耐災害性の向上やシステムのバックアップ、災害時の情報通信機能・電源等の確保やBCP策定・実効性向上等が進められているが、各金融機関によって進捗状況が異なるため、引き続き取組を促進する。

被災企業に対する支援対策

- 被災企業に対する融資制度である「災害対策資金」について、発災時の被災企業への支援が円滑に行われるよう、制度の周知を図る。

重要業績指標

- ・ 移動店舗ATMによる支援・受援体制構築：構築予定

5-2 農地の荒廃や生産機能停止等による食料等の安定供給の停滞

【推進方針】

国営総合農地防災事業の促進等により、農林水産業に係る生産基盤等の災害対応力を強化し、また、農業協同組合など関係団体のBCPの策定・見直しを促進する。さらに、農業版BCPについては、早期の農地復旧と営農再開が可能となるよう、実地訓練等を行う。本町の産業基盤である一次産業について産業従事者の確保に努めるとともに地産地消による地元資源を活用した取組を推進する。

農林水産業生産基盤等の災害対応力強化

- 農林水産業に係る生産基盤等の災害対応力の強化に向けて、漁港施設や基幹的水利施設等の整備・耐震化など農山漁村における防災対策を推進する。

各種BCPの策定・見直しの促進

- 被災後の農地の速やかな復旧と営農再開に向け策定した農業版BCPについては、実地訓練等を引き続き行うことにより、実効性の向上を図る。
- 大規模災害後も安定した食料等の供給を行うため、農業協同組合・漁業協同組合など関係団体が進めるBCPの策定や必要に応じた見直しを促進する。

物流インフラの強化と農地の津波被害の軽減

- 物流インフラの災害対応能力の強化に向けて、高規格道路のミッシングリンクの早期解消や機能強化のため、海部道路の整備を促進するとともに、緊急輸送道路等の耐震化や海上輸送拠点となる港湾施設の整備・耐震化を推進する。さらに、農地の津波被害を軽減するため、海岸・河川堤防の地震・津波対策を推進する。

地元建設業者との協定

- 一次産業を衰退させないためにも早期の復旧・復興支援が必要となるため、災害時には地元建設業者の協力を得られる体制づくりを推進する。

地産地消と後継者育成

- 海産物や農産物は産業としてだけでなく、本町の住民生活にかかせない食の基盤でもある。産業従事者の確保に努めるとともに地産地消による地元資源を活用した取組を推進する。

重要業績指標

- 公共建築物、民間住宅への町産材利用推進：
海陽町産材活用住宅建築推進事業（H23～）
- 海部道路の整備：計画段階評価完了（H27.4）
→ 事業化に向け調査中（H28）
- 地元建設業者との災害復旧に関する協定の締結：締結済（H24）
- 多面的機能の維持・発揮のための保全活動実施地区面積：24ha

目標 6 発災後の生活・経済活動上で必要となる最低限の電機・ガス・水道・燃料・交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

6-1 電力やガス等の長期にわたるエネルギー供給の停止

【推進方針】

自然エネルギーによる電力供給体制の整備など、自立・分散型の電力供給システムの導入促進により、ライフラインの確保や早期復旧を図る。

電力等供給体制の整備

- 太陽光や風力といったエネルギー源が地域に存在し、枯渇することがない自然エネルギーの「災害に強い」という特性を活かして、自立・分散型の電力供給システムの導入を促進する。
- 大規模災害発生後の電力や石油等の早期供給体制を構築するため、国、県、市町村は、ライフライン事業者と連携した総合防災訓練等を実施する。

避難所等の電力確保

- 避難所等に太陽光パネル及び蓄電池等を設置し、停電時でも、避難者の生活のために必要な電力を確保する。

重要業績指標

- ・各避難所へ自家発電機の配備：検討中
- ・防災拠点や避難所等の太陽光パネル、蓄電池設置数：1箇所（H27）

6-2 上水道、簡易水道、農業用水等の長期間にわたる機能停止

【推進方針】

水道施設や下水管渠の耐震化により、ライフラインの確保や早期復旧を図る。

水道・農水・工水施設の耐震化等

- 水道施設の耐震化を促進するとともに、計画的な事業実施や助成制度の活用を促進する。また、国・県への要望や提言など、働きかけを継続的に進める。
- 基幹的な農業水利施設について、耐震診断を実施した結果、耐震化改修が必要な施設の計画的な耐震化を推進する。
- 大規模災害時においても給水を継続するため、構造物の耐震化を完了させるとともに、優先度評価に基づく管路更新に取り組む。また、被災時に早期復旧が図られるよう、緊急給水設備の整備、応急復旧体制の構築や復旧資材の備蓄等のバックアップ対策を推進する。
- 大規模災害時においても利水施設としての機能が保持され、効用が発揮されるよう、予防的対策を推進する。

水利用等に対する普及啓発活動の促進

- 井戸水の活用の促進についてその有効性の啓発に努める。

重要業績指標

- ・農業集落排水の機能強化対策：検討中
- ・基幹的な農業水利施設の耐震化、老朽化対策：検討中
- ・重要給水施設管路の耐震化率：7.6%（H28）

6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

【推進方針】

下水処理場における津波対策の推進により、ライフラインの確保や早期復旧を図る。

汚水処理施設の耐震化

- 下水管渠の耐震化を進めるとともに、下水処理場における津波対策を推進する。
また、下水道BCPの策定を促進する。
- 農業集落排水処理施設については、老朽化対策等を目的とした機能強化事業を促進する。
- 汲み取りや単独浄化槽から合併浄化槽への転換を促進する。

重要業績指標

- ・ 下水道BCP策定：策定済（H25）
- ・ 汲み取りや単独浄化槽から合併浄化槽への転換：補助制度有り
- ・ 農業集落排水の機能強化対策：検討中
- ・ 簡易トイレの備蓄：町内25箇所で備蓄中（H27）

6-4 地域交通ネットワークや基幹交通機関の機能停止

【推進方針】

道路の多重化や高質化の推進により、地域交通ネットワークや基幹交通機関の機能回復を図る。

ミッシングリンクの早期解消

○信頼性の高い緊急輸送ネットワークを確保するため、「四国8の字ネットワーク」のミッシングリンクの解消に取り組む。特に、海部道路については、早期事業化に取り組む。

交通ネットワークの早期復旧を可能とするための海岸・河川堤防等の整備など

○陸・海・空の交通ネットワークの早期復旧を可能とするため、海岸堤防、河川堤防及び防潮林等の整備・耐震化について、計画的かつ着実に関係機関との合同点検や対策協議を進める。また、水門・樋門等の自動化、陸間の統廃合・常時閉鎖を進めることにより、防災力の強化と操作員の安全を確保するとともに、迅速な閉鎖を図る訓練を行う。

公共交通機関等の状況把握、復旧体制の整備

○発災後、速やかに公共交通機関等の状況把握及びその復旧を行うため、各種団体との支援協定の締結を推進し、情報収集・共有体制を整えるなど連携体制を整備する。

早期復旧に向けた取組の推進

- 発災時の迅速な救助・救出やライフラインの早期復旧に向けて、通行可能ルートを把握することのできる「災害時情報共有システム」の情報を、防災機関やライフライン事業者等と共有するとともに、発災時に備え、円滑に運用できるよう訓練を定期的実施する。
- 発災後、迅速な道路啓開に向けて、緊急交通路等の指定及び確保を図るとともに、緊急通行車両事前届出制度等の的確な運用を行う。
- 広域的な物資拠点の選定等の物流施設・ルートの耐災害性を高める取組を推進する。

重要業績指標

- ・海部道路の整備：計画段階評価完了（H27.4）
→ 事業化に向け調査中（H28）

目標7 発災後に制御不能な二次災害を起こさせない

7-1 住宅密集地での大規模火災の発生

【推進方針】

火災対策を実施するとともに、関係防災機関が連携して防災訓練に取り組む。

防火・消火体制の整備

- 震災による火災の発生、延焼を防止するため、住宅用火災警報器、消火器、感震ブレーカー等の設置を促進するとともに、常備消防の体制強化、消防団員の確保対策を促進する。
- 地震や津波によるLPガスの放出による延焼を防止するため、LPガス放出防止装置等の設置を促進する必要がある。

津波火災対策の検討

- 東日本大震災では、津波火災が多数の箇所が発生しており、南海トラフ地震に伴う津波による津波火災についても、被害を軽減するための方策を検討する。

漂流物防止対策等の推進

- 大規模津波により自動車、船舶等が流出し二次災害を発生する恐れがあるため、漂流物防止対策を推進する。

有害物質等の拡散防止対策

- 町は、平時から化学物質や毒物・劇物の保有・保管状況等の実態把握に努めるとともに、設備や保管方法の見直しを適切に行うよう指導し、事業者の適正管理により津波や地震による流出の防止を図る。また、事故発生を想定したマニュアルの整備を行う。
- 化学物質や毒物・劇物を保有する企業は、その大規模拡散や流出を防止するため、必要な資機材の整備、訓練等を実施する。
- 高圧ガス事業者は、高圧ガス設備の耐震性向上を図るため、既存高圧ガス設備の点検を行うとともに、必要な耐震補強に努める。

重要業績指標

- 関係機関と連携した実践的な訓練を実施：毎年度県等と実施
- ガス漏洩防止対策の実施：検討中
- 津波による漂流物防止対策の推進：放置艇対策や沈船の撤去検討
- LPガス放出防止装置設置：検討中
- 木造住宅等の耐震化率：約32%（H27）
- 化学物質や毒物・劇物の流出を想定したマニュアルの整備を促進（H25）
→対応マニュアルの見直し予定
- 老朽危険空き家・空き建築物の除却数：67戸（H27）

7-2 沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺

【推進方針】

建築物等の倒壊対策、水害、土砂災害対策を実施するとともに、関係防災機関が連携して防災訓練に取り組む。

警察・消防等の充実強化と連携した訓練の実施等

- 災害現場での救助活動能力を高めるため、警察、消防等の体制・装備資機材や訓練環境等の更なる充実強化、整備を図るとともに、関係機関との連携が十分機能するよう、通信基盤を含む行政、警察、消防機能の低下を回避する取組を進める。また、消防団や自主防災組織の充実強化による初動対応力の向上を図る。
- 自衛隊、警察、消防等防災関係機関と連携し、応急対応能力の向上等を図るため、地震等の災害に即した実践的な実動訓練、災害対策本部設置訓練（図上訓練）及び総合防災訓練等を実施する。

重要業績指標

- ・ 公共建築物、民間住宅への町産材利用推進：
海陽町産材活用住宅建築推進事業（H23～）
- ・ 県総合防災訓練への参加：毎年度参加

7-3 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

【推進方針】

森林の間伐等による計画的な森林整備の促進や森林の公的管理を推進するとともに、町産材の利用促進、また、農地・農業水利施設等の地域資源の保全活動推進などにより、農地・森林等の荒廃による被害の拡大を防ぐ。

森林の適正管理と保全の推進

- 森林の荒廃を防止するとともに、国土保全機能の高度発揮を促すため、整備が必要な森林について間伐等の森林整備や治山・地すべり防止事業を推進する。また、適正な林業活動により持続的に管理すべき森林については、森林経営計画を策定し計画的な森林の整備を促進する。

土砂災害対策の推進

- 深層崩壊をはじめとする大規模土砂災害により生じる、天然ダム等の損壊に備えた防災対策を国・県と連携し着実に推進する。
- 森林を適正に管理・保全するため、県をはじめとした公的機関による「保安林」や「とくしま県版保安林」の指定拡大等による森林の「公的管理」を推進する。また、将来にわたって適正な森林管理が継続されるよう私有林の森林境界の明確化を促進する。

町産材の利用促進等

- 町産材の生産・消費量を増加させることにより、森林の間伐や更新を促進する。

農地・農業水利施設等の保全

- 農業の有する多面的機能の発揮を促進させるため、「日本型直接支払制度」の活用により、農地・農業水利施設等の地域資源の保全活動の取組を推進する。

重要業績指標

- 森林整備面積（間伐）年：5 ha（H27）
- 森林経営計画認定面積：5,264 ha（H27）
- 保安林指定面積（累計）：14,111 ha（H27）
- 「とくしま県版保安林」指定面積（累計）：0 ha（H27）
- 森林境界明確化面積実施率：16.4%（H27）
- 町産材の生産量：33,274 m³（H27）
- 多面的機能の維持・発揮ため共同活動実施地区面積：24ha（H27）

目標 8 発災後は、地域社会・経済がすみやかに 再建・回復できる条件を整える

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により 復旧・復興が大幅に遅れる事態

【推進方針】

「災害廃棄物処理計画」を策定するとともに、事前復興計画の策定を促進する。

建設業BCP策定の促進

○建設業におけるBCP策定を推進するため、「建設業BCP認定制度」により継続して策定を支援するとともに、認定したBCPをより一層実効性のあるものとするため、認定企業の継続更新に向けた取組を推進する。

建設産業の担い手確保・育成

○建設産業における担い手の確保・育成を図るため、建設業界団体と行政とが連携して、建設産業の魅力を発信するとともに、技術者の育成などを支援する。

大規模災害発生時における支援協定の締結団体との連携強化

○「大規模災害発生時における支援協定」の締結団体と連携し、情報伝達訓練や応急対策連携訓練を実施し、道路啓開等の能力向上や支援体制の強化を図る。

自主防災組織等の充実強化

○本町は自主防災組織の組織率が100%を達成しており、今後は、活動の活性化について支援を行う。また、消防団の強化や各地域における防災リーダーの育成を図る。さらに訓練を通じて災害に強い地域コミュニティの構築を図る。

消防等の体制・資機材等の充実強化

○警察・消防機能の大幅な低下を回避するため、施設等の整備を進めるとともに、警察や消防の緊急車両が被災後に使用できない事態を招かないよう対策を検討する。

災害廃棄物処理計画の策定促進

- 「災害廃棄物対策指針（H26.3）」に基づき、「海陽町災害廃棄物処理計画」を策定する。また、今後、国が予定しているブロック毎の広域処理行動計画等の策定に併せて、必要な見直しを随時行う。なお、災害廃棄物については、最終処分量の減量化や資源の有効活用の観点から、木くずを、MDFやバイオマスボイラ燃料への再生を図るなど再資源化について検討を行う。

事前復興計画等の策定促進

- 高台移転などの「まちづくり計画」に係る概略検討を進め、事前復興計画の策定を促進する。
- 南海トラフ地震の被害想定に基づき、仮設住宅の用地確保計画や県産木材などを使用した建築資材の備蓄など、迅速な復興を可能とする仕組みづくりを、市町村をはじめ、林業や木材、建築関係団体などとも連携しながら促進する

被災者生活再建支援制度の充実

- 被災者生活再建支援制度については、支給対象の拡大や被害認定方法の簡素化など制度の充実について国に要望するとともに、被災者が早期に生活再建できるよう「被災者生活再建支援制度」の研修を強化し、市町村職員の能力の向上を図る。

重要業績指標

- ・ 仮設住宅の用地確保計画の策定：策定予定
- ・ 市町村職員向け「被災者生活再建支援制度」研修：実施予定
- ・ 「災害廃棄物処理計画」の策定：策定済（H28）
- ・ 海部道路の整備
 - 調査中（H25）→ 計画段階評価（H27.3）
 - 現在、都市計画決定に向け調査中（H28）

8-2 基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

【推進方針】

被災直後の緊急輸送ネットワークの確保、さらには、地域の復旧・復興のため、ミッシングリンクの早期解消に取り組むとともに、公共土木施設等の長寿命化対策等を推進し基幹インフラの損壊等の防止を図る。また、長期浸水に備え、海岸堤防等の耐震化を推進する。

ミッシングリンクの早期解消等

- 信頼性の高い緊急輸送ネットワークを確保するため、「四国8の字ネットワーク」のミッシングリンクの解消に取り組む。特に、海部道路については、早期事業化に取り組む。

地籍調査の推進

- 被災後の迅速な復旧・復興が可能となるよう、地籍調査の促進を図る。

公共土木施設等の老朽化対策の促進

- 公共土木施設等の長寿命化対策を推進する。

訓練の実施等による実効性の向上

- 県内市町村、民間事業者団体、他都道府県等による連携訓練を実施するなど実効性を高める。
- 排水ポンプ車を保有している国土交通省や県と連携し、情報伝達訓練及び排水ポンプ車稼働訓練を行い能力の向上を図る。

緊急輸送道路等の整備推進

- 緊急輸送道路等の交通施設の災害対応力を強化するため、各施設の整備・耐震化を推進する。

液状化対策の推進

- 「液状化」については、県が公表する被害想定をもとに、地域の実情にあった効果的な防災・減災対策を、さらに加速化させる。

重要業績指標

- 県内市町村、民間事業者、他都道府県等による連携訓練の実施：検討中
- 国交省及び県と連携した情報伝達訓練、排水ポンプ車稼働訓練の実施：検討中
- 海部道路の整備：計画段階評価完了（H27.4）
→ 事業化に向け調査中（H28）
- 地籍調査進捗率：2.24%（H27）
- 「海陽町公共施設等総合管理計画」の策定：策定済（H28）
- 総合管理計画に基づく「全ての施設類型毎の個別施設計画」の策定：策定予定

(2) 横断的分野の推進方針

リスクコミュニケーション分野

【推進方針】

- 自主防災組織、学校等、事業者、ボランティア、県、市町村その他の関係者が、震災や大規模災害における男女共同参画等の様々な視点及び要配慮者をはじめとするあらゆる者の人権に配慮しながら、それぞれの役割を果たすとともに、防災訓練を実施する等相互に緊密に連携し、及び協働することにより、大規模災害対策を着実に実施する。
- 地域の自主防災リーダーをはじめとする防災を担う人材を育成する。
- リスクコミュニケーションが成立する前提となる関係者間の信頼関係を構築するためリスクコミュニケーションの実践を企画・運営する、又は場の進行やまとめを行う機能を担う人材（媒介機能を担う人材）を育成する。
- 災害発生時には、学校や社会教育施設が避難所として大きな役割を担うことから、学校・家庭・地域の連携を推進するとともに、地域連携のキーパーソンとなる人材を養成し、地域間・世代間の交流を通じて、地域の特性や各年代層に応じた防災生涯学習を展開する。
- 地域防災力向上のため、自治体、学校、民間企業、自主防災組織等の相互連携のため関係者間の交流を促進する。また防災・減災の専門家等による講演会や座談会を実施し、防災活動における助言を得る等、防災・減災につなげる取組を促進する。
- ハザードマップの配布や住宅の耐震化等の助成、室内安全対策の支援など、町が実施する事業を周知し、災害への備えを促進する。

重要業績指標

- ・学校、自主防災組織による避難所運営訓練の実施：毎年度実施
- ・自主防災組織連絡会の構築：構築予定

長寿命化対策分野

【推進方針】

- 「海陽町公共施設等総合管理計画」に基づき、人口推移・構造の変化や財政負担を踏まえて将来ニーズを見通し、利便性、管理効率、災害に備える機能などの幅広い観点から不断の公共施設のあり方の抜本的見直しを推進し、「長寿命化対象施設」を厳選する。
- 計画を戦略的に実行していくため、情報の管理・共有をはじめ、全庁を挙げた推進体制を構築する。
- 各施設類型毎の個別施設計画を早期に整備するとともに、総合管理計画との整合性を図りながら取組を充実・深化させる。
- 既存施設の積極的な有効活用を通じて、予防保全型、老朽施設の戦略的な長寿命化を実行し、「国土強靱化」に資するとともに町民の安全安心の確保を図る。
- 橋梁長寿命化修繕計画では、今後高齢化を迎える道路橋梁の急速な増大に対応するため、従来の対症療法的な修繕及び架け替えから、予防保全的な修繕及び長寿命化修繕計画に基づく架け替えと、円滑な政策転換を図る必要がある。それとともに、橋梁の長寿命化並びに橋梁の修繕・架け替えに係わる費用の縮減を図りつつ、地域の道路網の安全性・信頼性を確保することを目的とする。
- 道路のり面工・土工構造物等の異常（部材の落下等により災害、第三者被害につながるおそれのある変状等）を把握するため、路上からの目視点検、近接による目視・触診・打音検査・既存動画等による異常の有無を確認する。これらの調査記録をデータベース化するとともに、位置情報を取得し、地図システム上で維持管理が行えるようGISデータも合わせて整備する。

重要業績指標

- ・「海陽町公共施設等総合管理計画」の策定：策定済（H28）
- ・橋梁長寿命化修繕計画の策定：65橋（H28）
- ・総合管理計画に基づく「全ての施設類型毎の個別施設計画」：策定予定

過疎対策・産業振興分野

【推進方針】

- 過疎地域の厳しい社会経済情勢を踏まえ、地域活性化に向けた取組を一層加速するとともに、国並びに県の財政支援制度などを有効活用し、必要な生活基盤の整備はもとより、地域の実情に応じた、身近な生活交通、医療の確保、集落の維持活性化など、生活に密着したソフト対策を重点的に推進する。
- 過疎地域には、大規模災害発生時には、孤立する可能性のある集落が多数存在していることから、災害に強い通信手段を確保するために、衛星携帯電話だけでなく、デジタル簡易無線とアマチュア無線など、特に山間部においては地域の状況に応じた通信網の整備を行う。
- 高齢化が進む過疎地域に、サテライトオフィスを誘致し、過疎地域の活性化を図るとともに、誘致に伴う移住者の協力を得て地域防災力の向上を図る。
- 本町へのアクセスは通常、自動車によるものに限られるがアクセス条件は悪く産業振興にも少なからず影響している。地域の発展、産業振興のため海部道路の早期着工に向け関係各所と協力・連携し推進する。また、道路の整備に合わせ、防災公園を整備するなど防災力強化、地域の強靱化に向けた取組を促進する。
- 廃校舎や活用されていない空き家など過疎地域における遊休施設を有効活用し、平時には地域コミュニティの拠点として、また、発災時には長期避難所等として利用する取組を推進する。

重要業績指標

- 海部道路の整備：計画段階評価完了（H27.4）
→ 事業化に向け調査中（H28）
- サテライトオフィス誘致：8社（H28）

(3) 本町のみでは対応が困難な取組

脆弱性評価で明らかとなった「本町のみでは対応が困難な取組」は以下のとおりである。今後は、これらの課題について、国や県、関連団体等への働きかけなどを通じ、本町の強靱化を推進していく。

国管理施設の整備

地域高規格道路の整備

- 本町の幹線道路、国道55号線は多くが沿岸部を通っており、地震・津波が起これば被災する恐れがある。日常の交通網の整備としてのみならず避難場所また、被災後の広域支援や迅速な復旧・復興のため、人や物の確実な輸送ルートとして機能する地域高規格道路について国の早期整備が必要である。

県管理施設の整備

防波堤、海岸・河川堤防の地震・津波対策

- 港湾・漁港・海岸・河川の防波堤や堤防は、その多くを徳島県が管理しているため、県による耐震化・津波対策等の対応が必要である。
- 水門・樋門・陸閘の遠隔操作化・自動化 港湾・漁港・海岸・河川の水門・樋門・陸閘は、その多くを徳島県が管理しているため、県による遠隔操作化・自動化等の対応が必要である。

地域間連携

広域避難体制の整備

- 町全域や隣接する地域に甚大な被害が発生した場合は、被災地外の離れた地域への避難が必要になるため、広域避難体制の整備が必要である。

広域応急活動体制の整備

- 町全域や隣接する地域に甚大な被害が発生した場合は、被災地外の離れた地域からの医療救護活動や医療品、生活必需品等の緊急物資の支援が必要になるため、広域応急活動体制の整備が必要である。

広域連携による行政機能の維持

- 町全域や隣接する地域に甚大な被害が発生した場合は、被災地外の離れた地域での代替庁舎の確保や行政機能の支援が必要になるため、広域連携による行政機能の維持が必要である。

取組を進めるための制度の創設・拡充

高台移転に関する財政支援制度の創設・拡充

○事前復興としての集落の高台移転は、大規模津波への対応方策として有効性が高いと考えられるが、町の財政負担が大きいため、関係する制度の創設・拡充が必要である。

港湾・漁港・海岸・河川施設の整備に関する財政支援制度の創設・拡充

○県や町が管理する港湾・漁港・海岸・河川施設は、対策を行うべき延長や箇所数が多く財政の負担が大きいため、関係する制度の創設・拡充が必要である。

第6節 対応方策の重点化

本計画では、国並びに県の基本計画で設定された45の事態を参考に、本町の特性を踏まえ脆弱性評価や被害想定を勘案し、22の事態に絞り込んでいる。

全てのプログラムが取り組むべき重要な施策であるが、命を守るための取組を最優先とし、11の重点化すべきプログラムを選定した。

本町で考えられる最も大規模な自然災害は南海トラフ巨大地震・津波であり、死者の数は人口の約2割以上と想定され復旧復興の遅れは町の存続自体にも大きな影響を及ぼしかねない。

事前に取り組むべき施策について、ハード整備に係るものは町が単独で進めていくには財政負担が大きいため財源の確保等、国や県の協力を得られなければ進めていく事は困難である。そのため自主防災組織活動をはじめ自助・共助による防災活動に対する取組支援や、命を守る行動の啓発等ソフト面による減災のための取組を推進する。

しかし一方で、本町では海部道路のルートが決まり次第、取り合い道路や防災公園の用地取得・整備を進めるため基金を積み立てるなど、海部道路に対する防災並びに産業振興の基盤としての期待は大きい。

本町の強靱化を進める上で、いつやってくるとも分からない大規模自然災害に対する備えの拠点整備としてのみならず、地域振興の基盤として海部道路建設の早期着工を最優先かつ、最重点課題と位置付け、強靱化に資する取組の推進に努める。

以下の表が、重点プログラムにおける11の「起きてはならない最悪の事態」である。さらに、そのなかでも特に重要性の高いものを赤字で表記している。

重点化すべきプログラムに係る11の「起きてはならない最悪の事態」		行政施策分野	住環境分野	保健医療福祉分野	産業分野	国土保全交通分野
1-1	建物等の大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生	・避難所耐震化 ・地震・火災避難訓練 ・初期消火訓練	・住宅耐震化 ・空き家対策			・緊急ヘリポート候補地選定
1-2	大規模津波等による多数の死者の発生	・津波避難訓練 ・防災意識啓発	・遺体身元確認体制構築	・避難行動要支援者対策		・海部道路・防災公園の早期着工 ・避難路整備 ・津波対策施設整備
1-4	大規模な土砂災害による多数の死傷者の発生のみならず、後年にわたり町土の脆弱性が高まる事態	・土砂災害避難訓練 ・消防資機材の充実・強化	・土砂災害警戒区域の周知	・要配慮者利用施設の安全確保 ・情報伝達訓練	・森林経営計画策定 ・森林保全整備 ・町産材の活用 ・地産地消による資材備蓄	・緊急ヘリポート候補地選定
1-5	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生	・通信手段の多重化	・避難所運営訓練	・避難行動要支援者個別計画策定	・森林保全整備	・道路交通情報入手手段の確保
2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止	・公的備蓄の推進 ・備蓄倉庫設置	・家庭・地域での備蓄の推進 ・水道施設耐震化	・要配慮者物資供給体制整備	・地産地消による食料備蓄	・海部道路・防災公園の早期着工 ・物資輸送手段の構築
2-3	警察、消防等の被災等による救助・救急活動の絶対的不足	・消防団員の確保 ・消防団と住民との共同訓練	・地域コミュニティづくり	・災害・事故等時の医療救護に関する協定に基づく訓練		
2-4	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺、避難所における疫病・感染症等の大規模発生	・相互応援体制の構築 ・相互応援合同訓練	・遺体身元確認体制構築	・避難所運営訓練 ・DMATの充実・強化、受入体制の構築 ・人材育成		・海部道路・防災公園の早期着工
5-2	農地の荒廃や生産機能停止等による食料等の安定供給の停滞				・地産地消の推進 ・農業版BCP策定	・物流インフラに資する海部道路の整備促進
7-1	住宅密集地での大規模火災の発生	・避難所耐震化 ・地震・火災避難訓練 ・初期消火訓練	・住宅耐震化 ・空き家対策			・緊急ヘリポート候補地選定
8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態		・災害廃棄物処理計画策定 ・災害相互応援に関する協定に基づく訓練			・海部道路・防災公園の早期着工
8-2	基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態	・被災者支援システム活用 ・学校BCP策定 ・避難所運営訓練	・地籍調査 ・避難所運営訓練	・備蓄促進	・主要施設耐震化 ・後継者育成	・海部道路・防災公園の早期着工 ・橋りょう耐震化 ・危険度判定体制

第4章

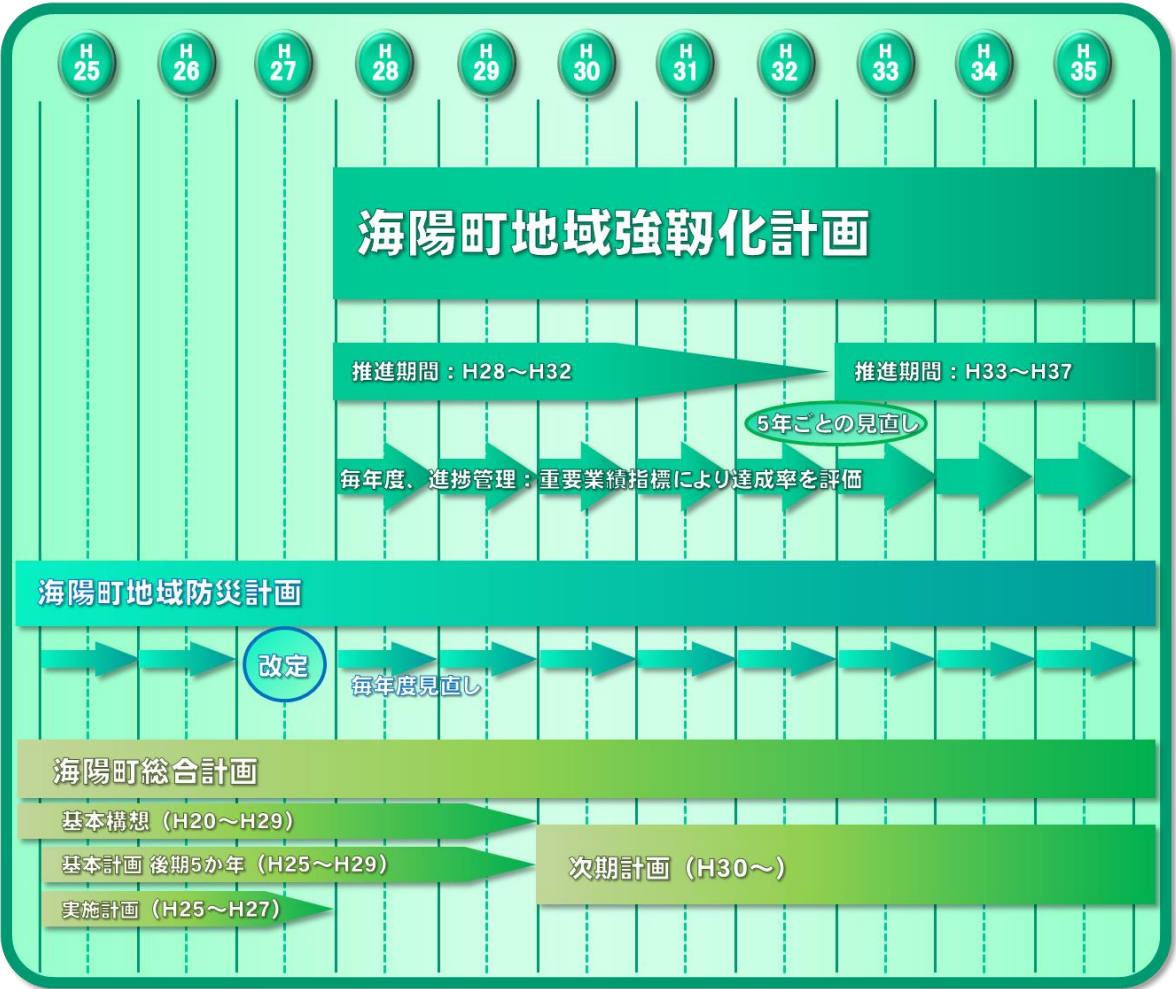
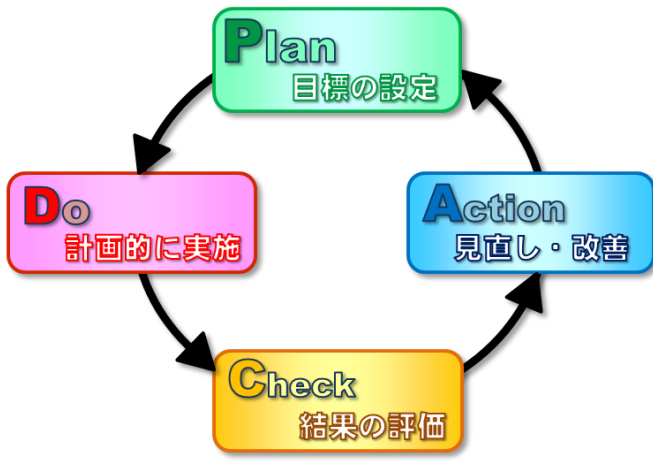
計画の推進と不断の見直し



地域強靱化計画は、アンブレラ計画としての性格を有しており、防災対策も含んだ地域強靱化に係る他計画との相関性も考慮しながら、上位計画として概ね5年ごとに計画内容の修正を実施する。

また、進捗管理にあっては毎年度ごとに、重要業績指標により、達成率を評価する。

PDCAサイクルに基づく強靱化の推進と不断の見直しを図り、本町の地域特性を踏まえた【海陽町地域強靱化計画】とする。



海陽町地域強靱化計画

平成28年10月 策定

編集・発行 海陽町

〒775-0295 海陽町大里字上中須128

TEL 0884-73-1234 (代表)

FAX 0884-73-3097

<http://www.town.kaiyo.lg.jp/>